

第6次福岡県男女共同参画計画策定に あたっての考え方（素案）

令和7年11月
福岡県男女共同参画審議会

目 次

第1部 総論

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	基本理念	2
4	計画の期間	2
5	計画の背景	2
6	第5次計画の成果と課題	33
7	施策体系	35

第2部 施策の方向

柱1 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会の実現

(1)	働く場における女性の活躍推進	39
①	女性の就業支援	
②	働く女性のキャリア形成支援	
③	女性の多様な分野への就業促進	
④	女性の起業支援	
(2)	誰もが希望に応じて働ける環境づくり	39
①	多様で柔軟な働き方の推進	
②	仕事と生活が両立できる環境の整備	
(3)	地域・家庭・社会活動における男女共同参画の推進	40
①	男性の家事・育児等への主体的な取組の推進	
②	地域コミュニティの運営・社会活動における男女共同参画の推進	
(4)	様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進	40

柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

(1)	ジェンダーに基づく暴力の根絶	44
①	DV相談体制の充実と関係団体との連携	
②	DV被害者の保護体制の充実と安全確保	
③	DV被害者のための自立支援と再発防止	
④	性暴力等の根絶及び被害者支援	
⑤	セクシュアルハラスメントの防止	
⑥	あらゆる暴力根絶のための教育・啓発の推進	
(2)	生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援	45
①	支援対象者の早期把握と相談体制の充実	
②	安全の確保と安定した生活に向けた支援	

- ③多様な主体との協働促進と支援体制の充実
- ④人権を尊重する教育・啓発の推進と相談窓口等の周知
- ⑤高齢者差別、障がいのある人への差別、国籍による差別、部落差別、性的少数者への差別などがなく安心して暮らせる環境の整備
- (3) 生涯を通じた男女の健康支援・・・・・・・・・・ 47
 - ①生涯にわたる男女の健康支援
 - ②妊娠・出産の健康支援
- (4) 防災・復興における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 48

- 柱3 ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進**・・・・・・・・ 49
- (1) ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた男女双方の意識改革・・・・・・・・ 50
 - (2) 学校教育におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進・・・・ 50
 - ①ジェンダー平等・男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進
 - ②ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進

- 第3部 推進体制**・・・・・・・・ 51
- 1 福岡県男女共同参画審議会
 - 2 福岡県ジェンダー平等・男女共同参画行政推進会議
 - 3 福岡県男女共同参画センター「あすばる」の機能強化
 - 4 市町村や関係団体との連携強化

第1部 総論

1 計画策定の趣旨

福岡県では、国際婦人年に国連が採択した世界行動計画や国内行動計画の策定を背景に、昭和55（1980）年に「婦人問題解決のための福岡県行動計画」を策定（昭和61（1986）年に第2次、平成8（1996）年に第3次計画を策定）し、女性の地位向上の取組を進めてきました。平成11（1999）年には男女共同参画社会基本法が制定され、同法を踏まえ、平成13（2001）年に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、翌平成14（2002）年に「福岡県男女共同参画計画」を策定（平成18（2006）年に第2次、平成23（2011）年に第3次、平成27（2015）年の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）制定に伴い、平成28（2016）年策定の第4次からは同法に規定する都道府県推進計画としても策定）し、令和3（2021）年に第5次計画を策定し、福岡県の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進してきました。

この間、平成8（1996）年には男女共同参画を推進する拠点施設として「福岡県女性総合センターあすばる」（平成15（2003）年に「福岡県男女共同参画センターあすばる」へ改称）を開設し、平成18（2006）年に「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定（平成23（2011）年に第2次、平成28（2016）年に第3次、令和3（2021）年に第4次計画を策定）しました。

令和6（2024）年には、「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を策定しました。

第5次計画では、「性別にかかわらず人権が互いに尊重され、誰もが安心して暮らすことができる社会」「男女がともに個性と能力を発揮できる豊かで活力ある社会」「新しい働き方・暮らし方を実現し、一人ひとりが望む生き方ができる社会」の実現を目指して、様々な取組を進めてきました。

こうした取組により、女性の就業者の増加や男性の育児休業の取得率の向上といった面では一定の成果が見られ、全体的な意識改革も進展しています。しかし、依然として男女間の格差や固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

さらに、ジェンダーに基づく暴力の深刻化や支援を求める女性の抱える問題の多様化、複合化、複雑化といった課題にも直面しています。

このような課題に対応する関連施策を総合的に推進していく観点から、「福岡県男女共同参画計画」、「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」及び「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を統合し、計画策定時からの社会情勢の変化やこれまでの課題を踏まえ、ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向け、「第6次福岡県男女共同参画計画」を策定するものです。

2 計画の性格

本県のジェンダー平等・男女共同参画の推進に関し、総合的、計画的に講ずべき施策について体系化し、今後の方向性を定めるとともに、施策の推進にあたり現状や課題を考慮し、実施すべき事項を定めるものです。

本計画は、以下の計画として位置づけます。

- 男女共同参画社会基本法第14条第1項に基づく都道府県男女共同参画計画
- 福岡県男女共同参画推進条例第21条第1項に基づく男女共同参画の推進に関する基本的な計画
- 女性活躍推進法第6条第1項に基づく都道府県推進計画
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項に基づく都道府県基本計画
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項に基づく都道府県基本計画
- 福岡県総合計画を支えるジェンダー平等・男女共同参画分野の個別計画

3 基本理念

福岡県男女共同参画推進条例第3条の規定に基づき、次に掲げる理念を基本として施策を推進します。

- 男女が性別によって差別されることがなく、その人権が尊重されること
- 男女が自らの意思と責任の下に、個人としてその能力を十分に発揮する機会が確保されること
- 男女が社会のあらゆる分野において、対等な構成員として参画する機会が確保され、かつ、男女がともに責任を担うこと

4 計画の期間

この計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

5 計画の背景

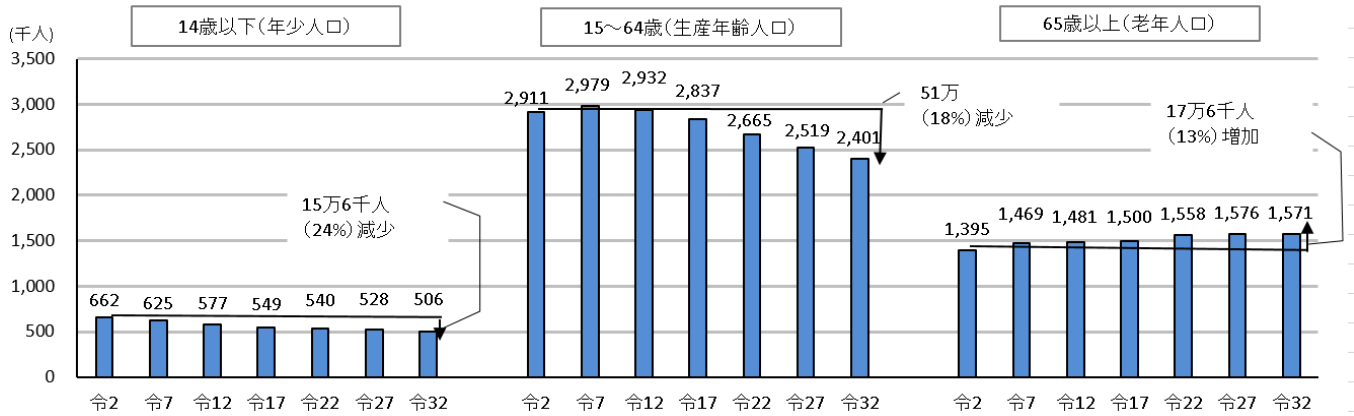
（1）人口、家族、生活の変化

① 福岡県の人口

福岡県の人口は、これまで増加基調でしたが、今後、減少に向かうと見込まれています。

また、少子高齢化の進行に伴い、年少人口や生産年齢人口が減少しています。社会を担う中核である生産年齢人口の減少は、地域社会の活力の低下、労働力不足の深刻化につながることを懸念され、持続可能な社会を維持するうえで喫緊の課題となっています。

図表1 年齢区分別将来人口（福岡県）



備考：令和2年までは総務省「国勢調査」（令和2年）、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」（令和5年）より作成

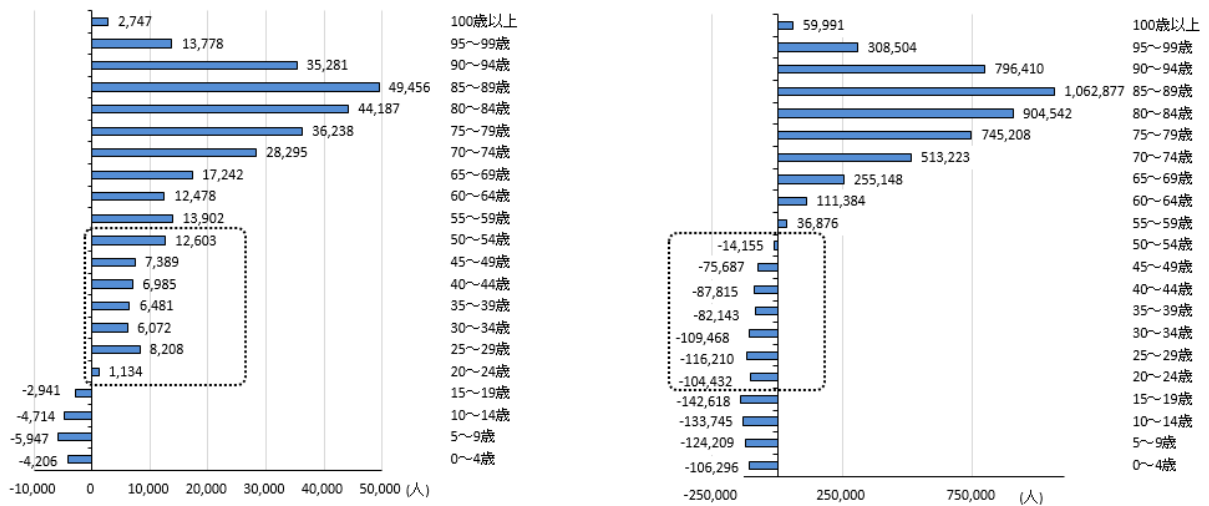
② 人口の女性比率

20歳代～50歳代前半の世代において、全国では女性の割合が低い状況にありますが、福岡県では女性の割合が高いという特徴があります。人口構造の面でも、女性の活躍は、福岡県が持続的に成長し豊かな社会を築いていくうえで重要であると考えられます。

図表2 人口構成（女性－男性）

（福岡県）

（全国）



備考：総務省「国勢調査」（令和2年）

③ 家族形態の変化

家族類型別の世帯数の変化を比較した場合、単独世帯、ひとり親世帯、夫婦のみの世帯、非親族世帯が増加しています。

また夫婦ともに雇用者となっている共働き世帯数は、全国的に増加しており、総務省「労働力調査」によると、令和6（2024）年には1,300万世帯と過去最高

となりました。一方、男性雇用者と無業の妻からなる世帯は減少しており、令和 6（2024）年は 508 万世帯で共働き世帯の半数以下となっています。

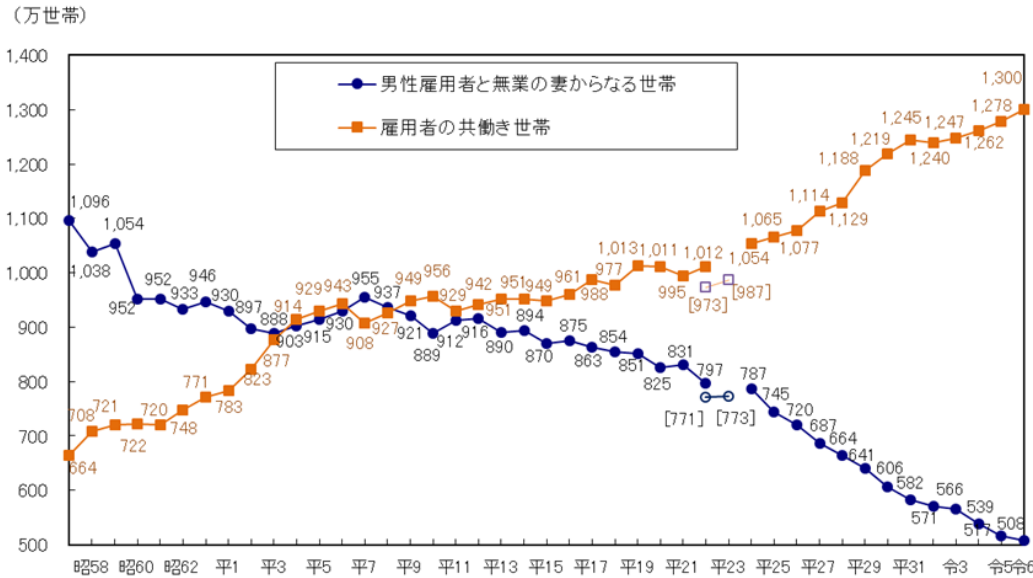
図表 3 家族類型別の世帯数（福岡県）

（世帯、人）

	核家族 世帯	うち、 夫婦のみ	うち、 夫婦と こども	うち、 男親と こども	うち、 女親と こども	その他の 親族と 一緒の世帯	非親族 世帯	単独 世帯
昭和 60 年	938,106	222,441	601,969	14,652	99,044	252,522	2,833	325,119
平成 2 年	985,495	260,525	595,046	17,271	112,653	241,211	3,253	393,846
平成 7 年	1,045,830	305,350	594,657	19,664	126,159	233,122	5,178	490,053
平成 12 年	1,103,324	346,517	589,607	22,350	144,850	218,615	8,206	576,717
平成 17 年	1,135,958	369,671	578,203	24,783	163,301	206,523	12,150	630,031
平成 22 年	1,163,436	394,489	567,730	25,105	176,112	183,962	19,646	736,339
平成 27 年	1,197,150	420,249	567,372	26,619	182,910	156,857	17,556	820,806
令和 2 年	1,213,986	440,783	553,879	28,051	191,273	130,349	21,570	942,993

備考：総務省「国勢調査」

図表 4 共働き等世帯数(全国)



1. 昭和 58 年から平成 13 年は総務省「労働力調査特別調査」（各年 2 月）、14 年以降は「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。
2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、平成 29 年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。平成 30 年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
4. 平成 22 年及び平成 23 年の[]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
5. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

備考：総務省統計局「労働力調査」

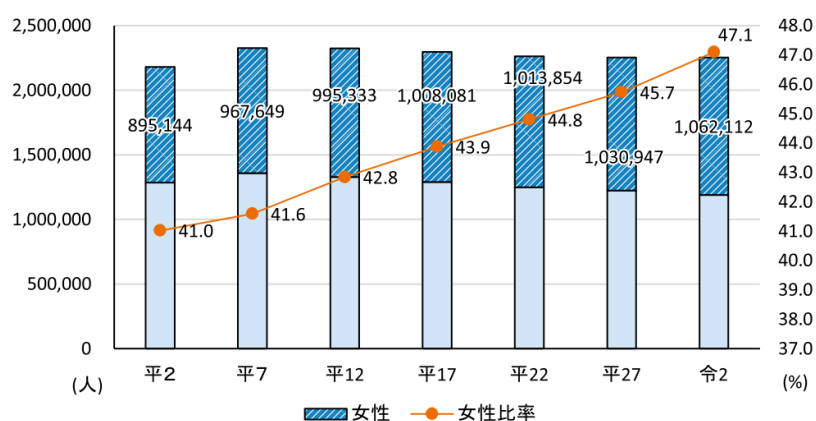
(2) 就業をめぐる状況

① 女性の就業状況

女性の就業者数及び就業者に占める女性の割合は増加しています。

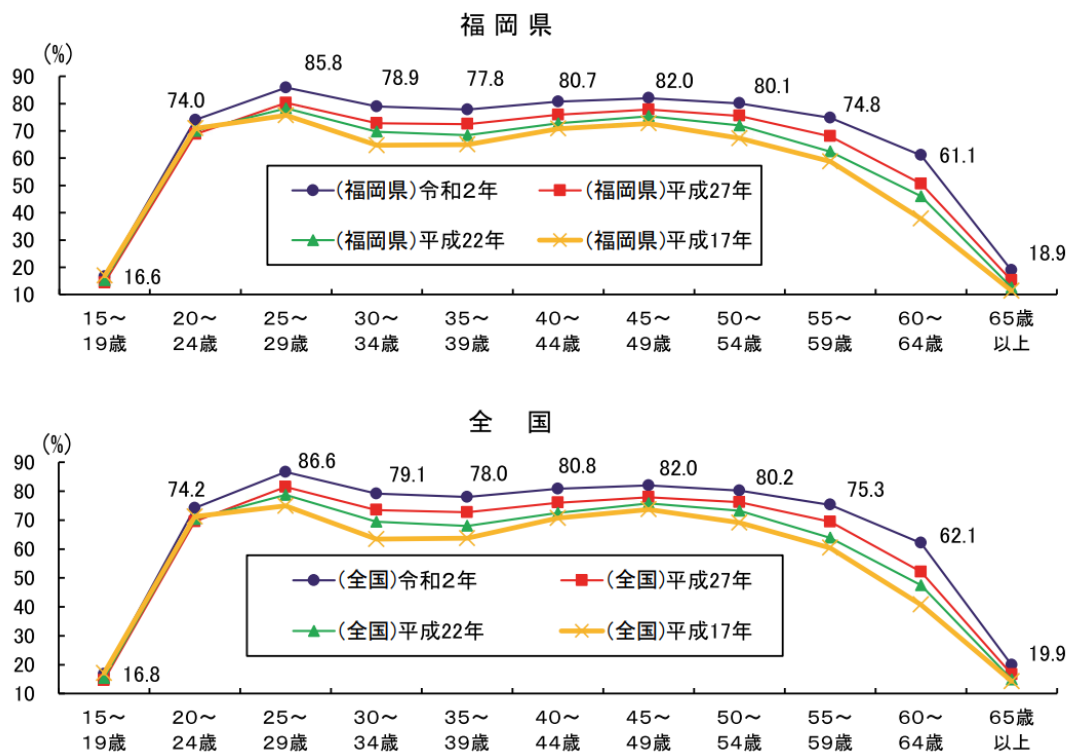
出産・育児等により離職する女性の割合は減少しており、いわゆるM字カーブの底は年々浅くなっています。一方で、県内の25歳～44歳の就業を希望する女性のうち、子育て等を理由に求職活動ができない女性は約1万5千人に上っており、働きたくても就業できていない子育て中の女性が依然として存在していることを示しています。

図表5 女性の就業者数、就業者に占める女性の割合（福岡県）



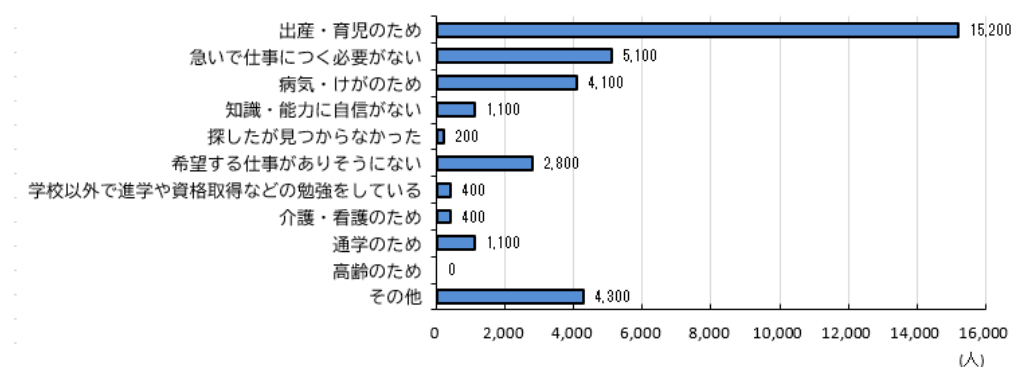
備考：総務省「国勢調査」

図表6 女性の年代階級別労働力率（福岡県・全国）



備考：総務省「国勢調査」

図表7 25歳～44歳の女性の就業希望者のうち非求職者の非求職理由（福岡県）



※ 就業を希望する25歳～44歳の女性の人数は66,200人

総務省「就業構造基本調査」（令和4年）

② 就業に関する希望と現実の就業

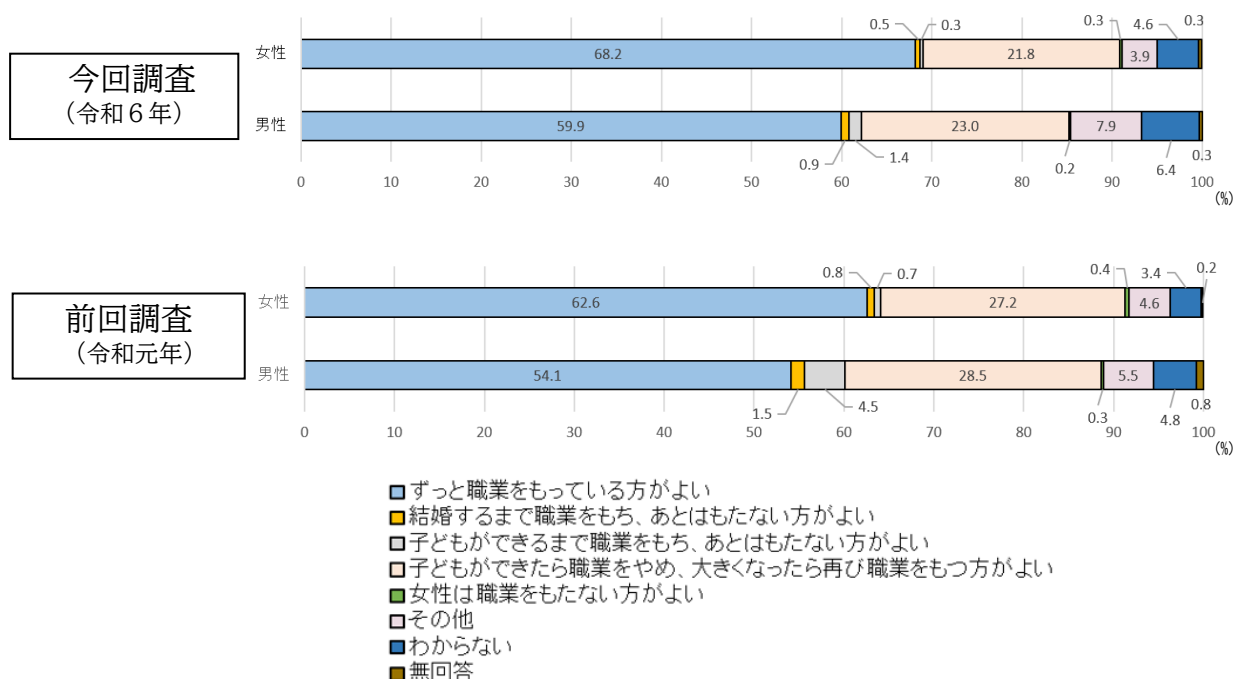
令和6（2024）年度に福岡県が実施した「男女共同参画社会に向けての意識調査」（以下「県民意識調査」という。）によると、女性が職業をもつことについて「ずっと職業をもっている方がよい」と考える人の割合は男女ともに増加し、女性では約7割となっています。

これに対し、『就業継続』を考えている女性の割合（68.2%）よりも、実際の働き方で『就業継続』している女性の割合（60.0%）が少なく、就業継続を希望していても子育て等のために離職せざるを得ない状況が依然としてあります。

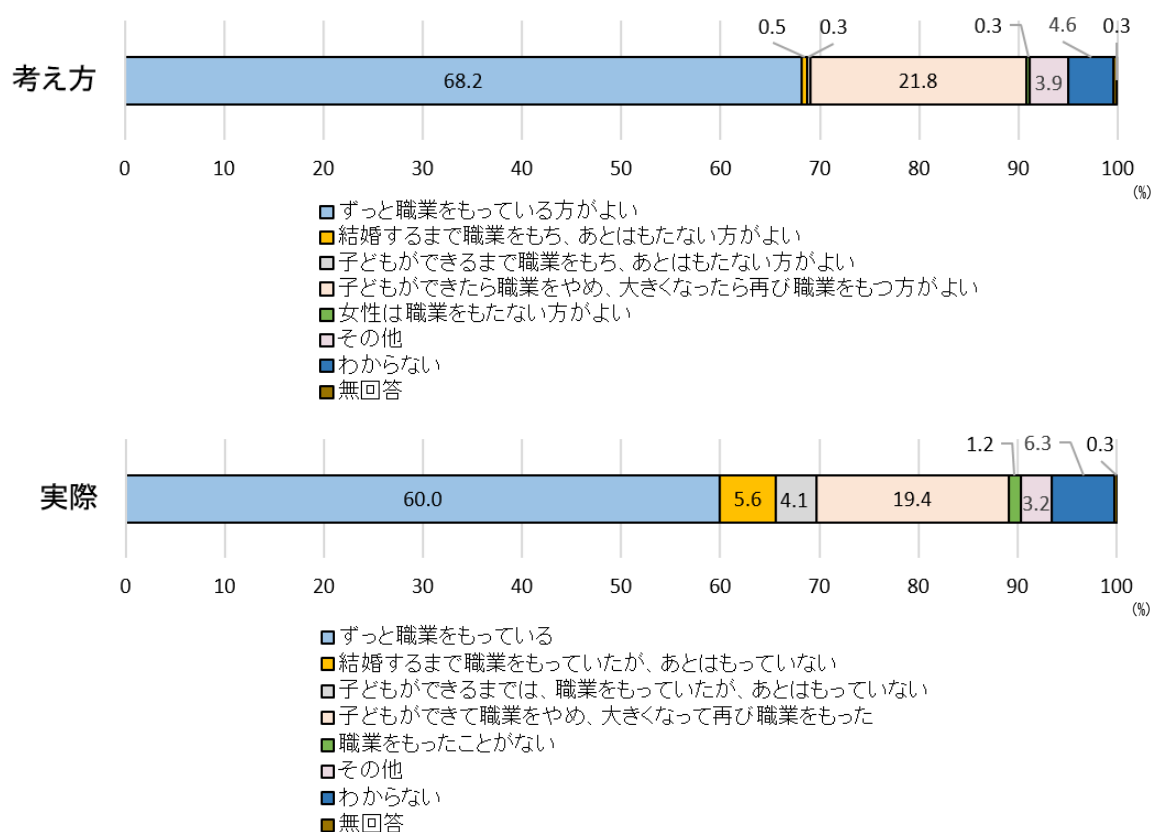
また、女性が働き続けるためには、主に、柔軟な働き方や仕事と家庭の両立が推進しやすい職場環境・風土づくりが求められています。

図表8 女性が職業をもつことについての考え方と現実

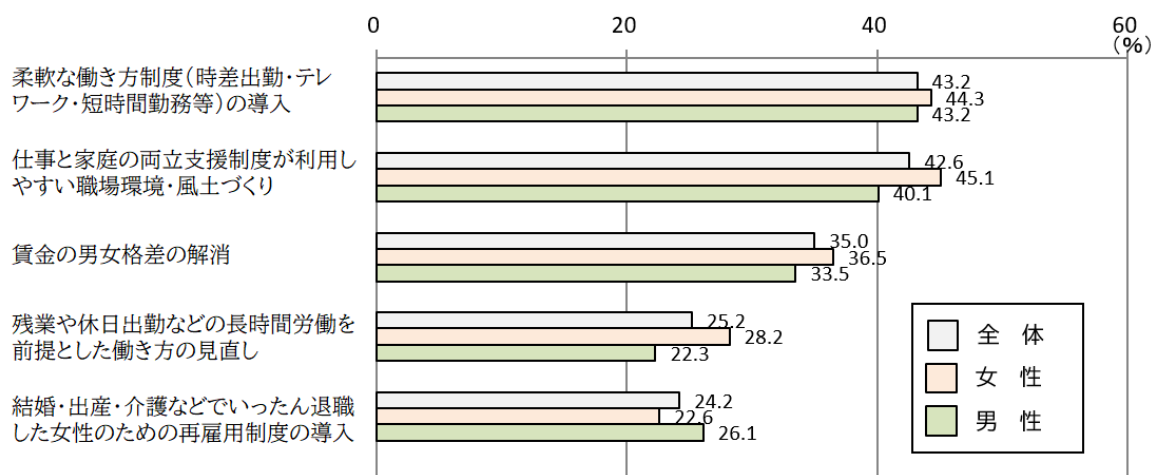
〔女性が職業をもつことについての考え方（福岡県）〕



〔女性が職業をもつことについての考え方と実際の比較（福岡県・女性）〕



〔女性が働き続けるために必要なこと（上位5位）（福岡県）〕



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

③ 管理職に占める女性の割合

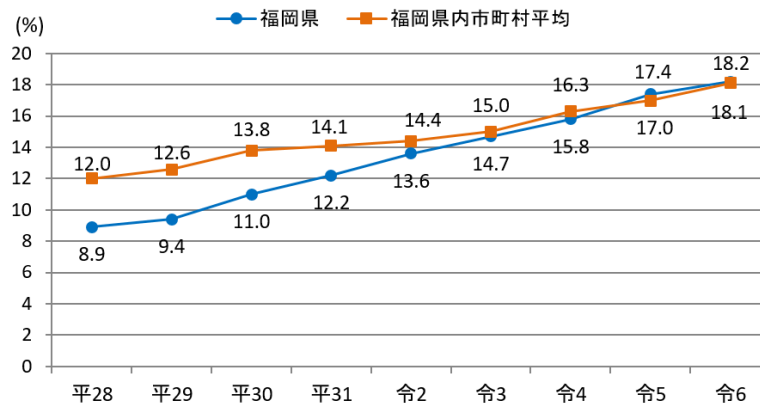
県や市町村の職員における女性の管理職への登用は、年々進んでいます。

福岡県における女性公務員の管理職登用の割合は、令和6（2024）年4月で18.2%、県内市町村における同割合は18.1%となっており、年々進んでいます。

県・市町村・県内事業所等における管理的職業従事者に占める女性の割合は、

令和4（2022）年に17.9%まで上昇しましたが、男性の割合と比べると、いまだ低い状況にあります。

図表9 女性公務員の管理職登用の状況



※福岡県の数字は、知事部局、教育庁、県警本部の合計数値

（注）市町村の管理職登用の状況については、課長相当職以上の職員について、集計している。

備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

図表10 県・市町村・県内事業所等における管理的職業従事者に占める女性の割合（福岡県）

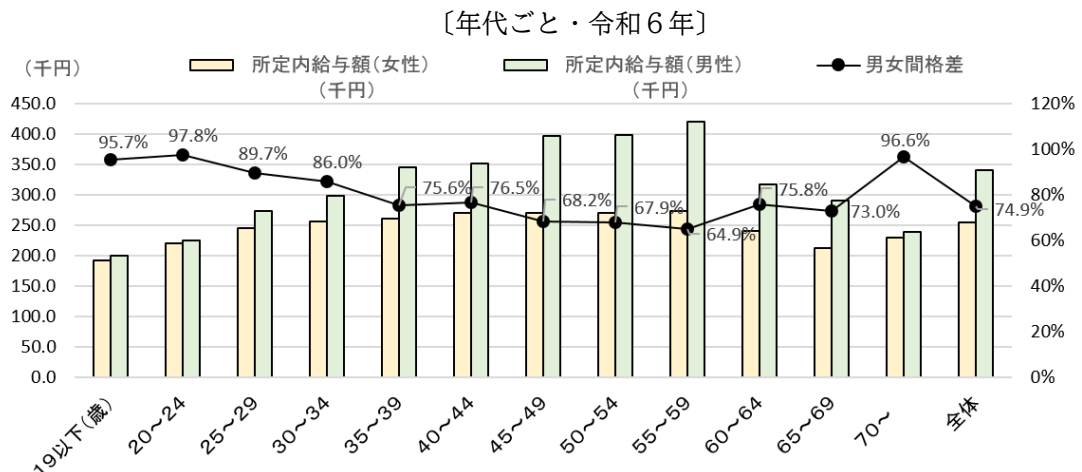
	福岡県
平成29年	17.3%
令和4年	17.9%

備考：総務省「就業構造基本調査」

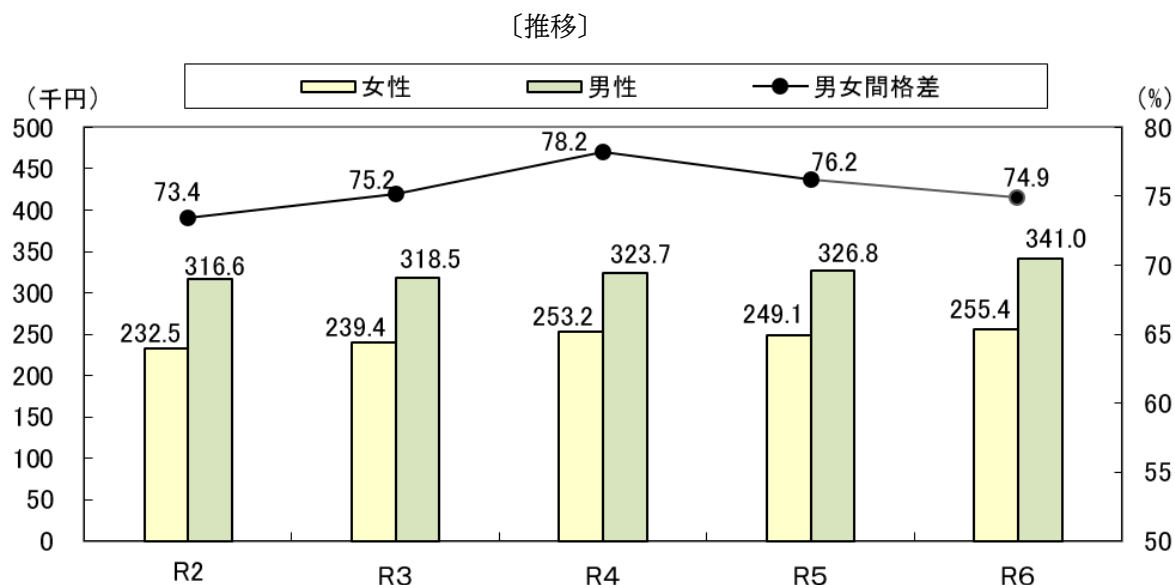
④ 男女間の賃金格差

男性の給与水準を100とした場合の女性の給与水準は、20歳代前半までは90%を超えていますが、その後、50歳代まで年齢が上がるにつれ格差が拡大している傾向にあります。

図表11 男女年齢階級別の所定内給与額と男女間格差（福岡県）



備考：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和6年）



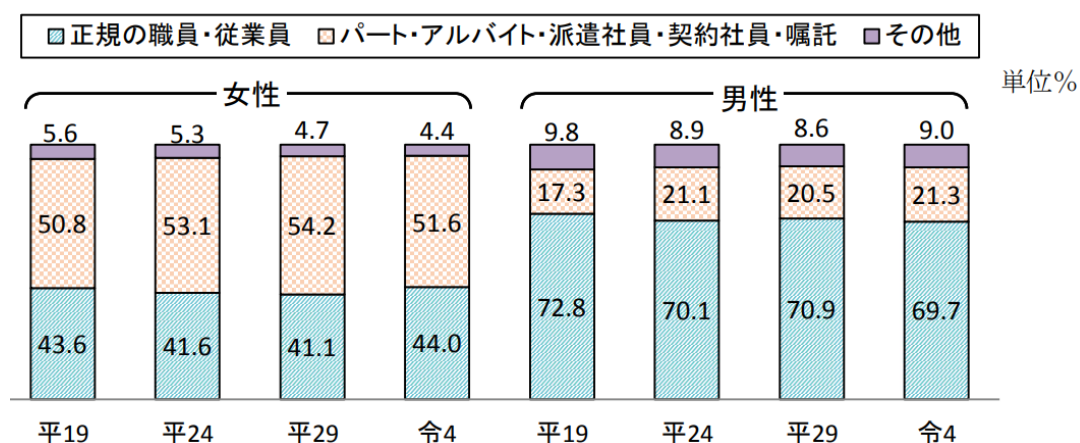
備考：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

⑤ 雇用者に占める非正規雇用労働者の構成割合

パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託などの非正規雇用の割合は、女性が5割を超えるのに対し、男性は2割と男女差が生じています。

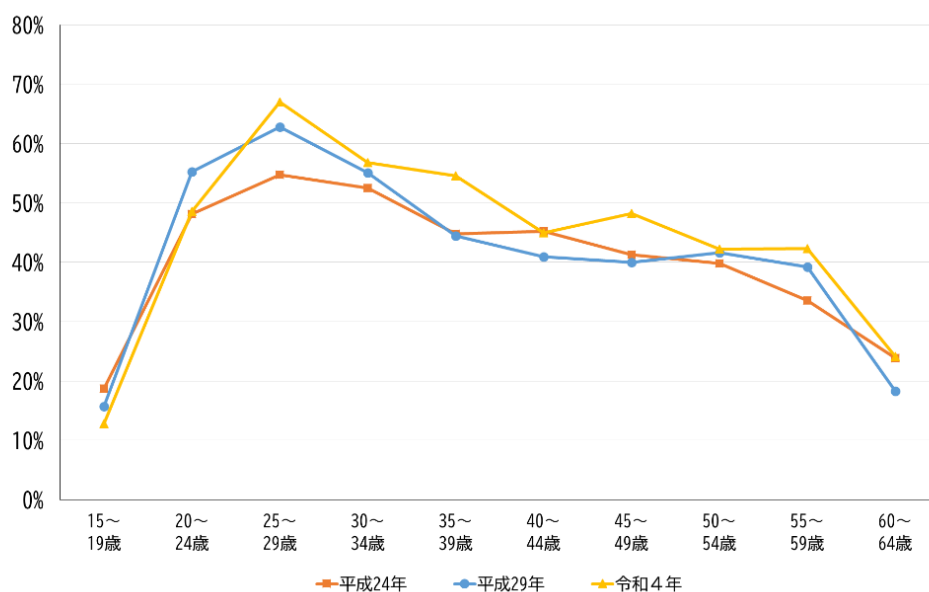
女性の年齢階級別正規雇用比率は、20代後半をピークに低下し、30代以降は非正規雇用の割合が高くなる、いわゆるL字カーブを描いています。

図表 12 男女の雇用形態（福岡県）



備考：総務省「就業構造基本調査」

図表 13 女性の年齢階級別正規雇用比率（福岡県）



備考：総務省「就業構造基本調査」

⑥ 女性の起業割合

福岡県では、女性起業者の割合は増加していますが、全国的にみても男女間で大きな差があり、女性の起業者はまだまだ少ない状況です。

図表 14 有業者に占める起業者の割合（福岡県・全国）

	平成 29 年		令和 4 年	
	女性	男性	女性	男性
福岡県	3.1%	10.5%	3.2%	11.0%
全国	3.2%	10.4%	3.4%	9.9%

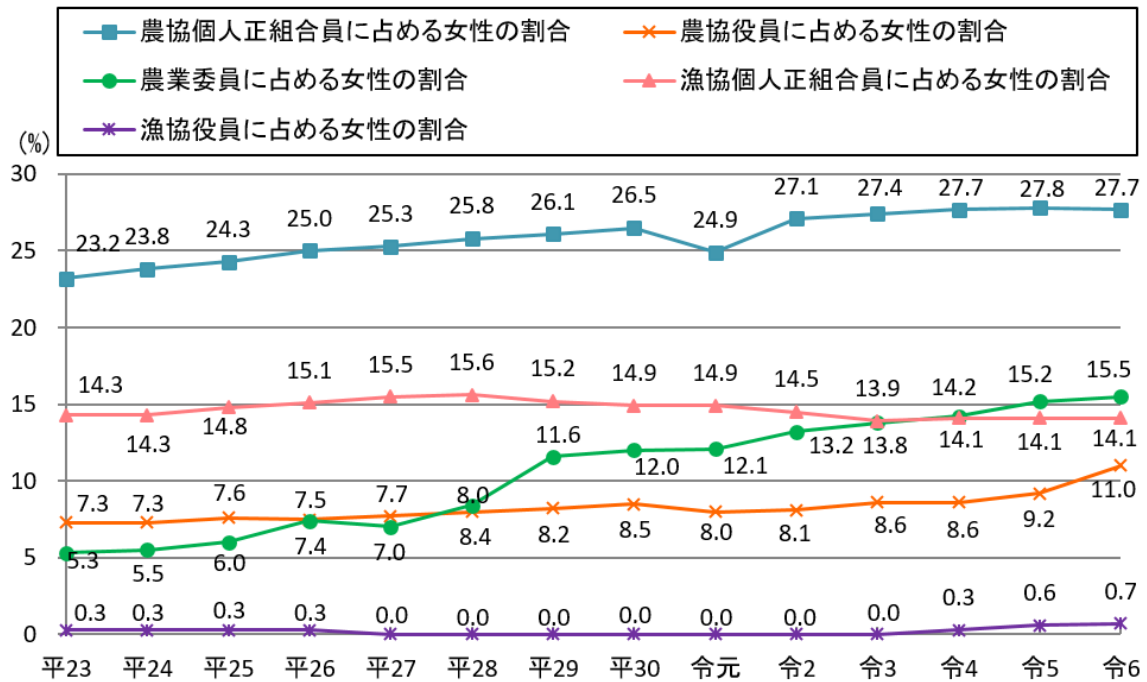
備考：総務省「就業構造基本調査」より作成

起業者の割合は（「自営業主」のうち「起業者」＋「会社などの役員」のうち「起業者」）／「有業者数」×100 により算出

⑦ 農林漁業における女性の参画

農協の個人正組合員に占める女性の割合は概ね増加傾向にあり、27.7%が女性（令和 6（2024）年度末時点）となっています。農業委員に占める女性の割合は、上昇傾向にあります。漁協の個人正組合員に占める女性の割合は、約 14%で横ばいの傾向にあります。農協及び漁協の役員に占める女性の割合は上昇傾向にあります。

図表 15 農協・漁協等における女性の参画状況（福岡県）



備考：農業委員：各年 10 月 1 日現在（農林水産省経営局調べ）

農 協：各事業年度末（3 月末現在）（福岡県農林水産部団体指導課調べ）

漁 協：各事業年度末（3 月末現在）（福岡県農林水産部漁業管理課調べ）

（３）仕事と生活の両立の実態

① 男女の労働時間

男女の長時間労働の状況を見ると、年間就業日数 200 日以上の雇用者のうち週間就業時間が 60 時間以上の者の割合（以下「長時間労働者の割合」という）は、男女とも減少傾向であるものの、その割合は、全国平均を上回っています。

図表 16 男女別長時間労働者の割合（福岡県・全国）

	平成 29 年		令和 4 年	
	女性	男性	女性	男性
福岡県	4.7%	14.6%	3.6%	8.8%
全国	4.4%	13.3%	2.8%	7.9%

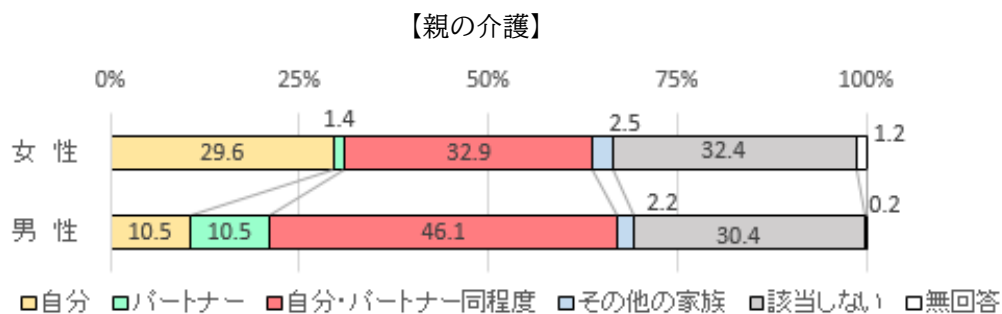
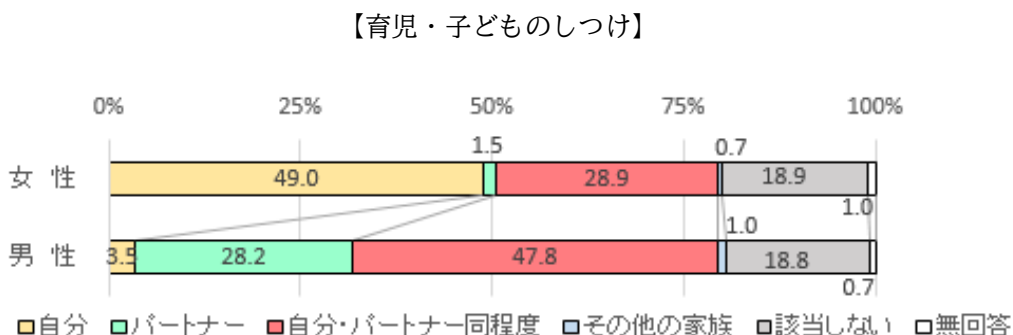
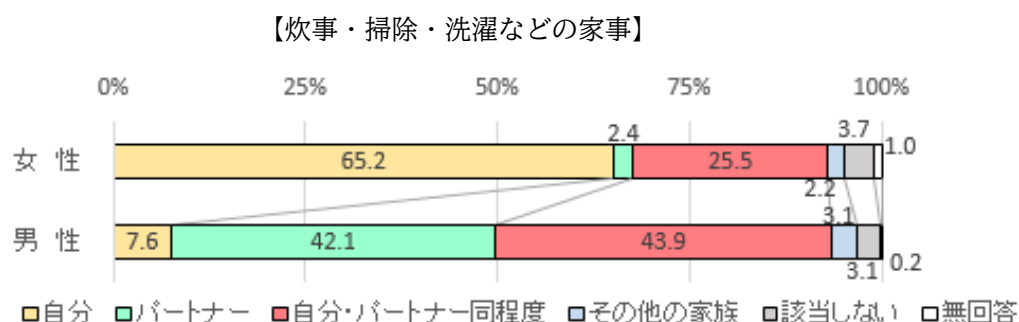
備考：総務省「就業構造基本調査」

② 家事や育児など家庭内の役割分担

県民意識調査によると、「家事・掃除・洗濯などの家事」や「育児・子どものしつけ」について、女性では「自分」とする人の割合が最も多い一方、男性では「自分・パートナー同程度」とする人の割合が最も多くなっており、男女間での認識の違いが見られます。

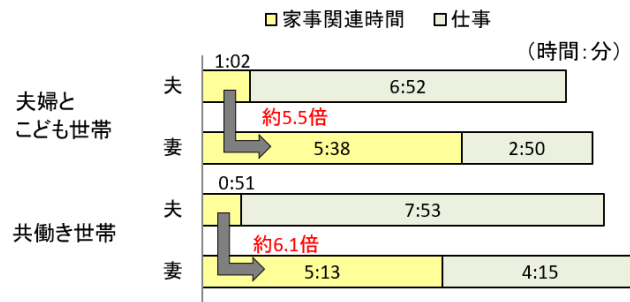
また、妻の家事関連時間は、夫婦とこども世帯、共働き世帯とも、夫の5倍以上となっています。

図表 17 家庭内の役割分担の状況（福岡県）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

図表 18 夫婦と子ども世帯・共働き世帯の一日の家事関連時間（福岡県）



③ 育児休業取得状況及び意識

県内事業所における男性の育児休業取得率は大きく上昇していますが、女性に比べると、取得率は低く取得期間は短い状況が依然としてあります。

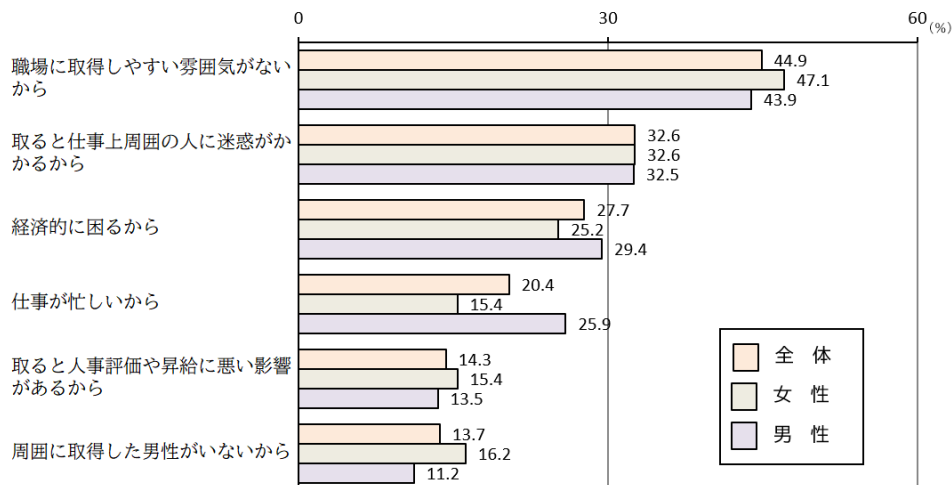
県民意識調査によると、男性が育児休業を取得しない理由としては、職場の雰囲気や仕事上周囲に迷惑がかかることを挙げる割合が高い状況にあります。

図表 19 男女別育児休業取得率（福岡県）

	女性	男性
平成 28 年	94.6%	3.7%
令和 5 年	95.7%	54.6%

備考：福岡県「令和6年度育児中の柔軟な働き方制度等に関する実態調査」

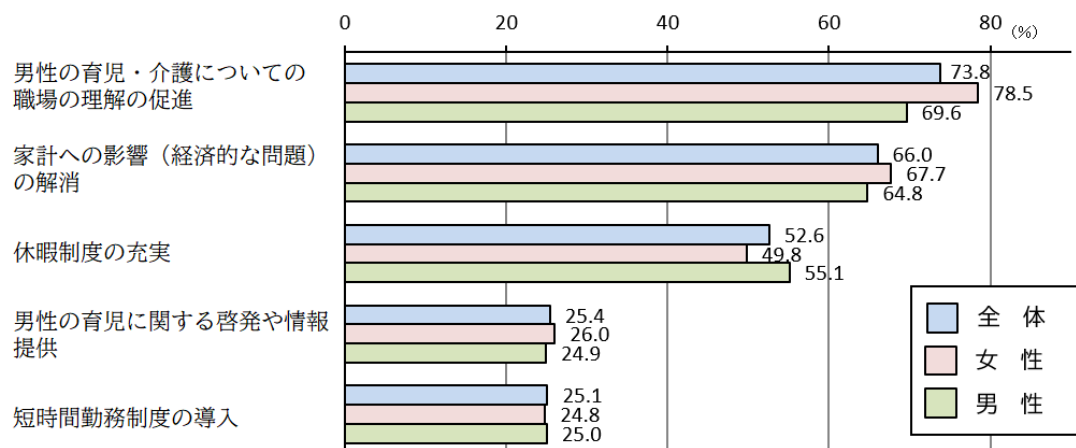
図表 20 男性が育児休業を取得しない（できない）理由（上位6位）（福岡県）



④ 育児・介護を担うために必要なこと

県民意識調査によると、男女がともに育児・介護を担うために必要なことは、「男性の育児・介護についての職場の理解の促進」などを求める人が多くなっています。

図表 21 男女がともに育児・介護を担うために必要なこと（上位5位）（福岡県）



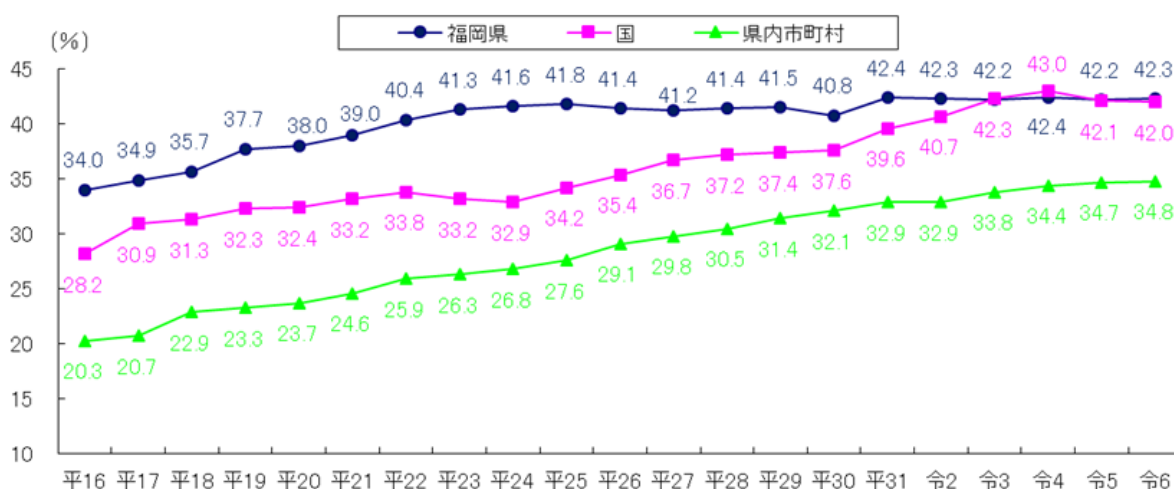
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

（４）地域における男女共同参画の状況

① 審議会等に占める女性委員比率（県・市町村）

県の審議会における女性委員の割合は4割を超えており、市町村の審議会においても女性委員の登用が着実に進み、平成28（2016）年以降30%以上を維持し、着実に増加しています。

図表 22 審議会等における女性委員比率（福岡県、全国）

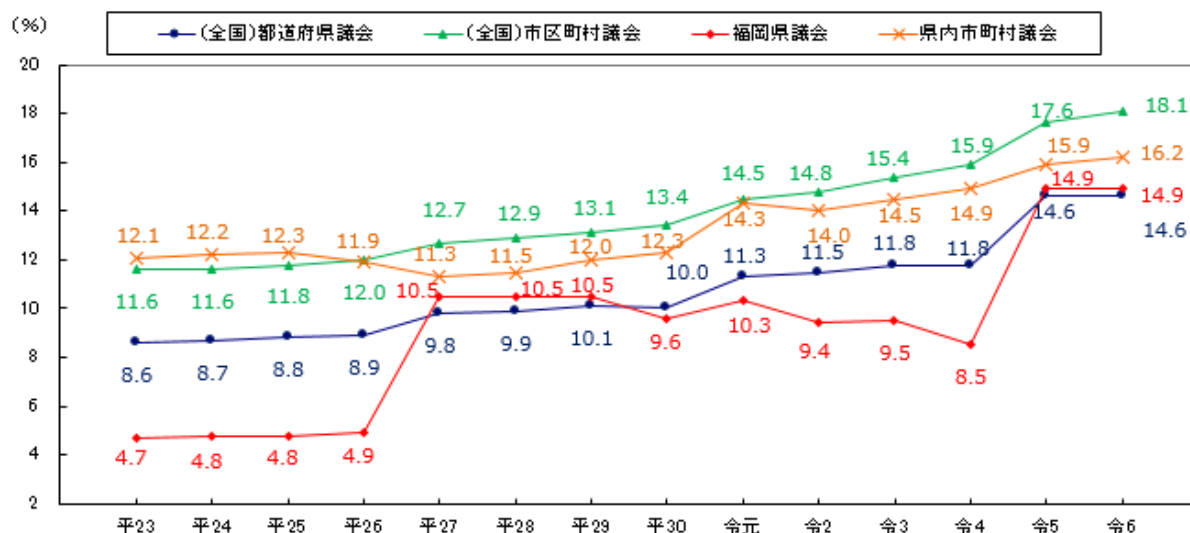


備考：内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

② 地方議会における女性議員比率

福岡県議会における女性議員の比率は、令和6（2024）年12月現在で14.9%、県内の市町村議会議員における女性議員の平均比率は16.2%となっています。

図表 23 地方議会議員に占める女性の割合（福岡県・全国）



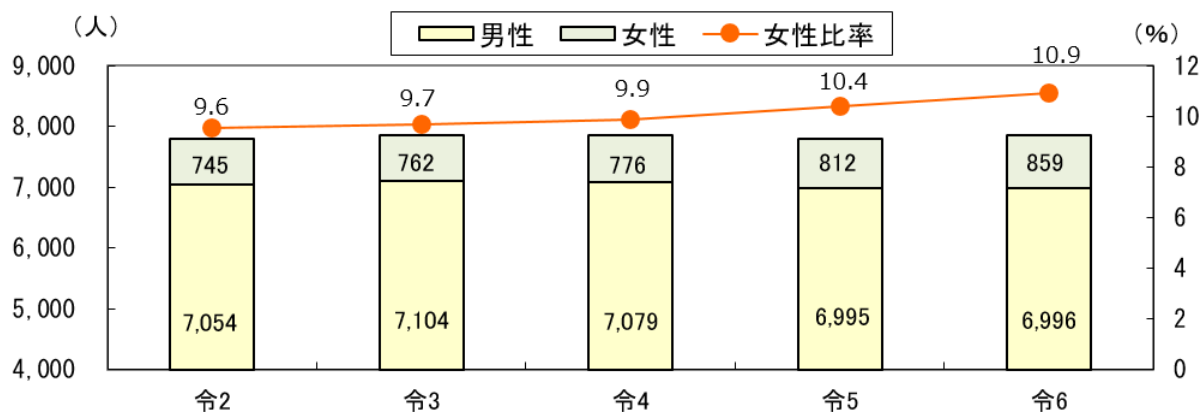
備考：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

③ 自治会における女性の参画

令和6（2024）年7月現在、福岡県の自治会長に占める女性の割合は10.9%にとどまっています。

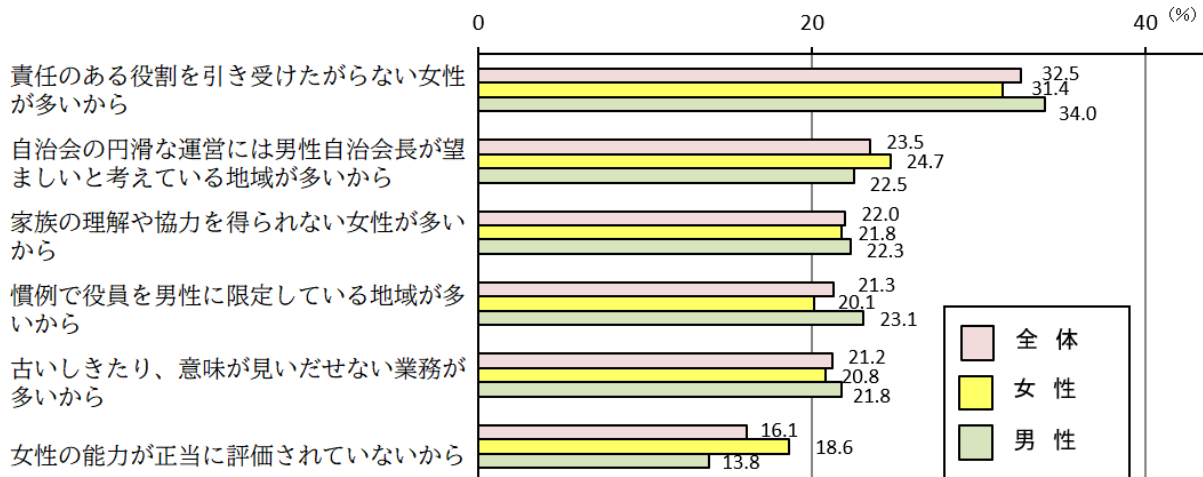
県民意識調査によると、自治会役員に女性が少ない理由として、「責任のある役割を引き受けたがらない女性が多いから」という回答が多く、次に「自治会の円滑な運営には男性自治会長が望ましいと考えている地域が多いから」という回答が多くなっています。

図表 24 自治会長に占める女性の割合（福岡県）



備考：内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

図表 25 自治会役員に女性が少ない理由（上位 6 位）（福岡県）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和 6 年度）

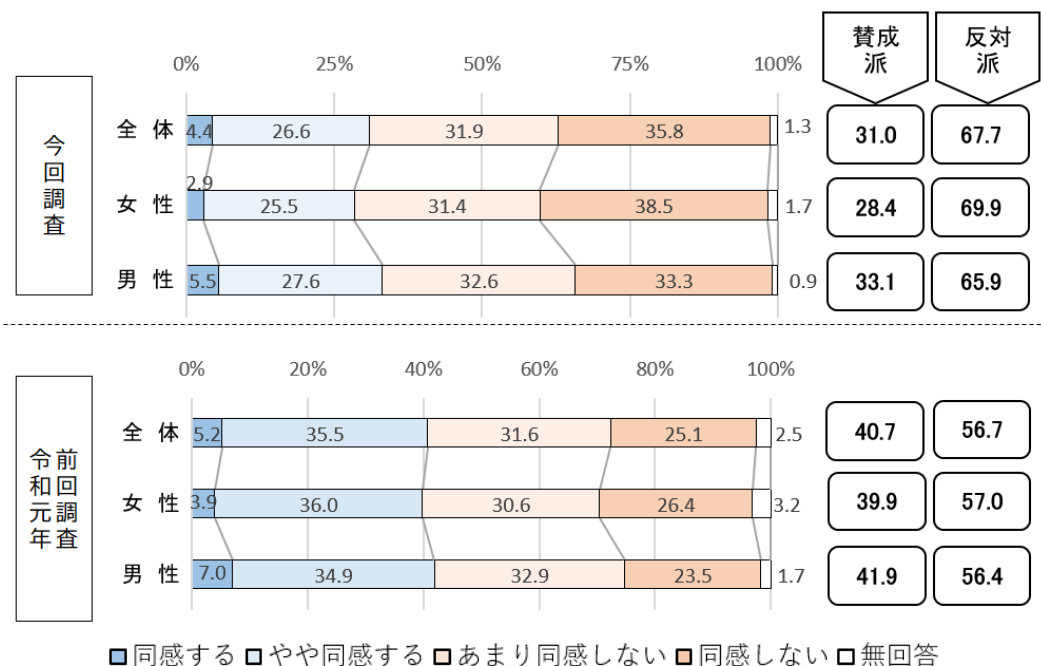
（５）県民の意識

① 固定的な性別役割分担意識について

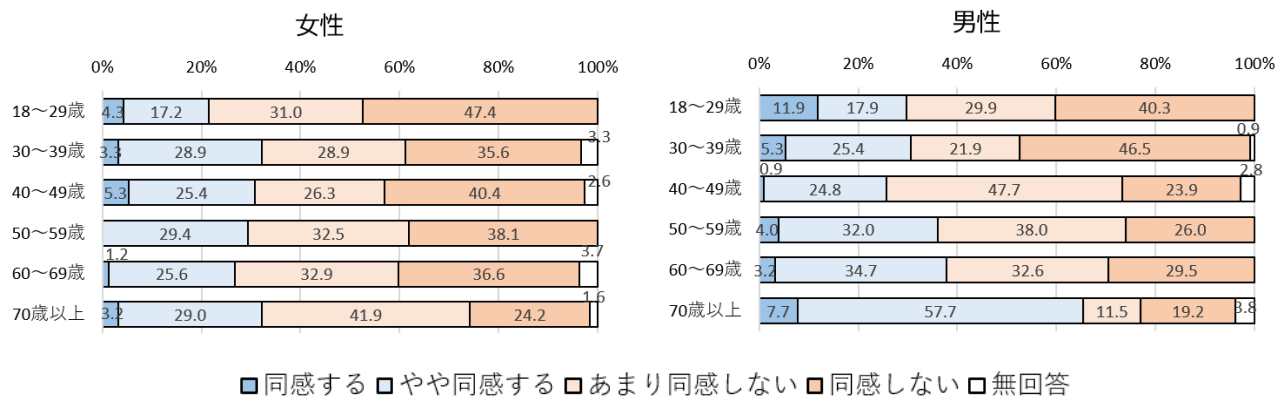
県民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感しない」「あまり同感しない」を合わせた『反対派』が約 7 割を占め、前回調査より 11 ポイント増加しており、社会全体の意識改革は着実に進んでいます。

性別、年代別に見ると、「同感する」「ある程度同感する」を合わせた『賛成派』の割合が 70 歳以上の男性で 65.4%と最も高くなっています。高い年代で『賛成派』が多くみられる一方、「同感する」の割合は、18 歳～29 歳の男性が 11.9%と最も高くなっており、特に若年層における固定的な性別役割分担意識の強さは、今後の男女共同参画推進に向けた課題となっています。

図表 26-1 「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する意見〔全体〕（福岡県）



図表 26-2 「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する意見〔性別・年代別〕（福岡県）

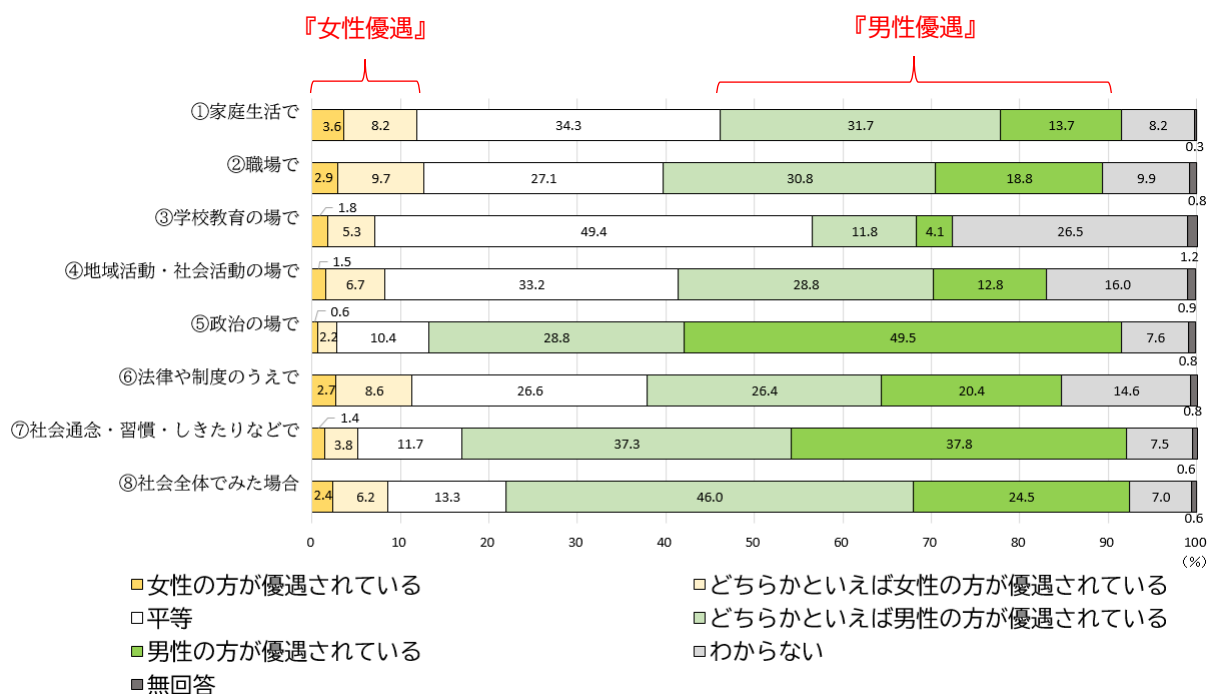


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

② 男女の地位の平等感について

県民意識調査によると、男女の地位が平等になっているかどうかについて、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」「男性の方が優遇されている」を合わせた『男性優遇』が、「政治の場で」や「社会通念・慣習・しきたりなどで」「社会全体でみた場合」においては7割を超えており、依然として男性優位と感ずる状況にあることがうかがえます。

図表 27 男女の地位の平等感（福岡県）

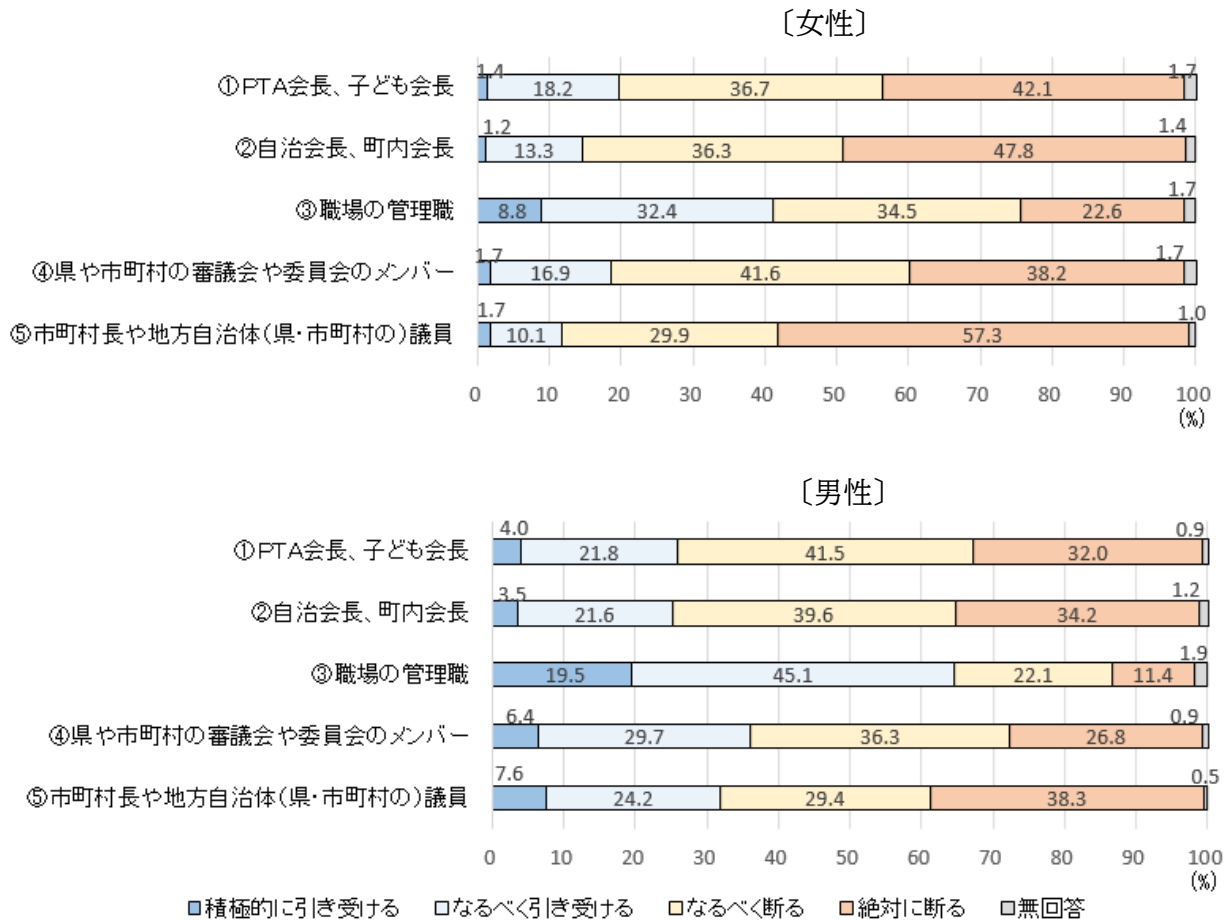


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

③ 役職・公職への就任について

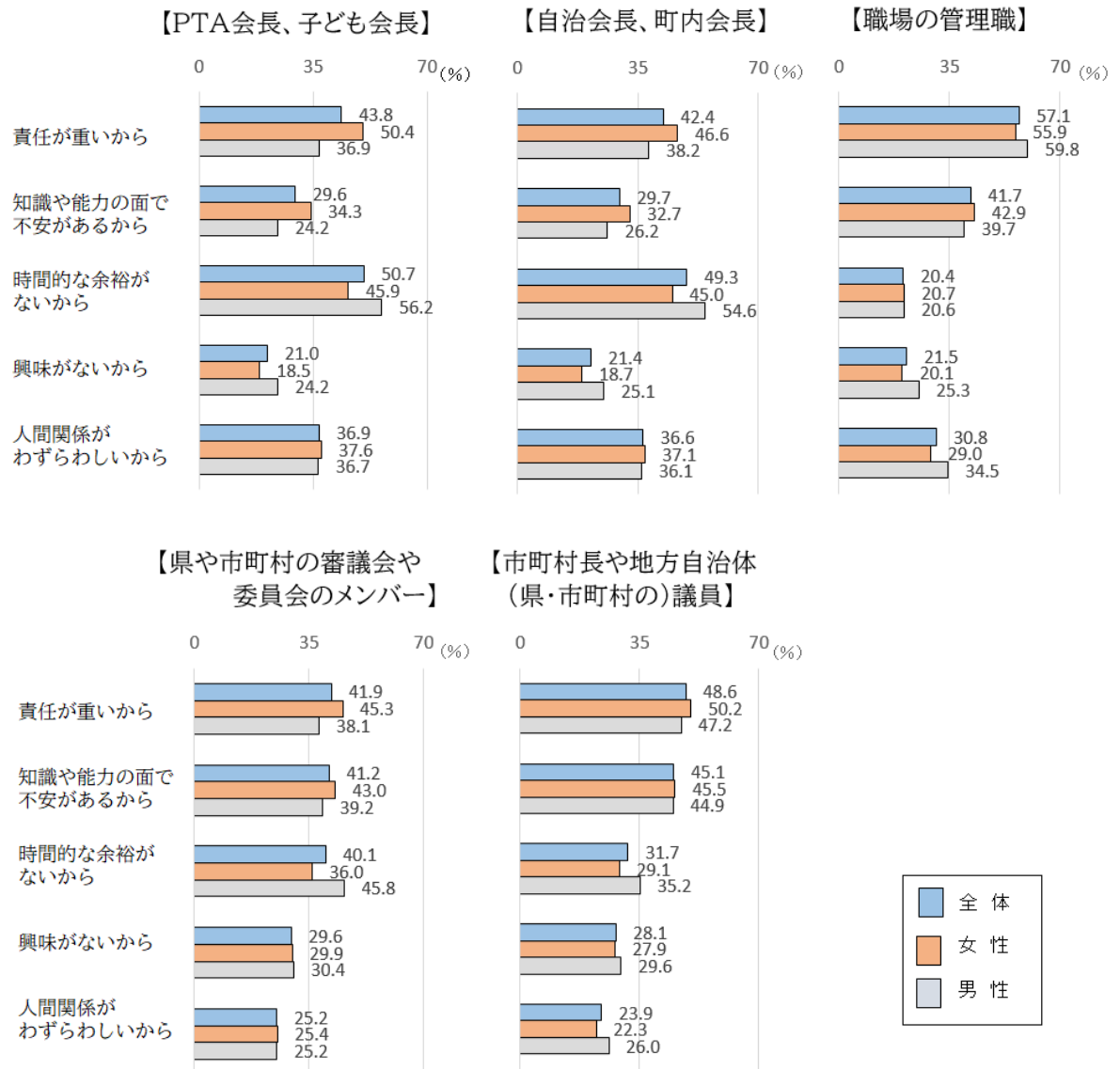
県民意識調査によると、役職、公職への就任や立候補を依頼された場合、男性よりも女性の方が『断る』と回答する割合が高くなっています。役職、公職への就任を断る理由として、男女いずれも「責任が重いから」「知識や能力の面で不安があるから」「時間的な余裕がないから」が多く、「知識や能力の面で不安があるから」は女性の方が多く、「時間的な余裕がないから」は男性の方が多い傾向にあります。

図表 28 役職・公職への就任を依頼された場合の対応（福岡県）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

図表 29 役職・公職への就任を依頼された場合の断る理由（福岡県）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

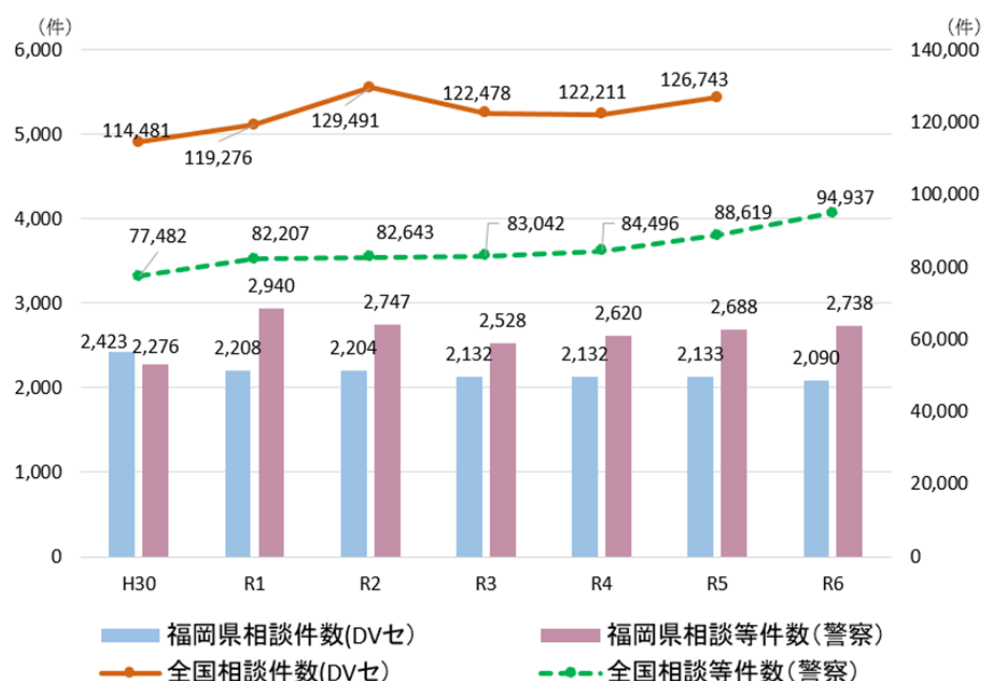
(6) ジェンダーに基づく暴力の状況

① DV（ドメスティック・バイオレンス）相談件数

県内の配偶者暴力相談支援センター（12 か所）で受けたDV相談の件数は、令和3（2021）年度以降横ばいとなっていますが、警察における相談等件数は、令和元（2019）年以降、配偶者暴力相談支援センターでの相談件数を上回り、全国的にも増加しています。

配偶者暴力相談支援センターの相談件数と警察の相談等件数を合わせると、相談件数は増加傾向にあります。DVは未だ根絶に至らず、個人の尊厳を深く傷つける深刻な社会問題となっています。

図表 30 DVに関する相談件数（福岡県・全国）



福岡県相談件数は、配偶者暴力相談支援センター12 か所（県：10 か所、北九州市1 か所、福岡市：1 か所）相談等件数とは、配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

備考：福岡県相談件数・・・福岡県男女共同参画推進課調べ
 // 相談等件数・・・福岡県警調べ
 全 国相談件数・・・内閣府男女共同参画局調べ
 // 相談等件数・・・警察庁調べ

注意：相談件数は「年度」単位、相談等件数は「年」単位の数値

〔福岡県相談件数（配偶者暴力相談支援センター）・性別〕

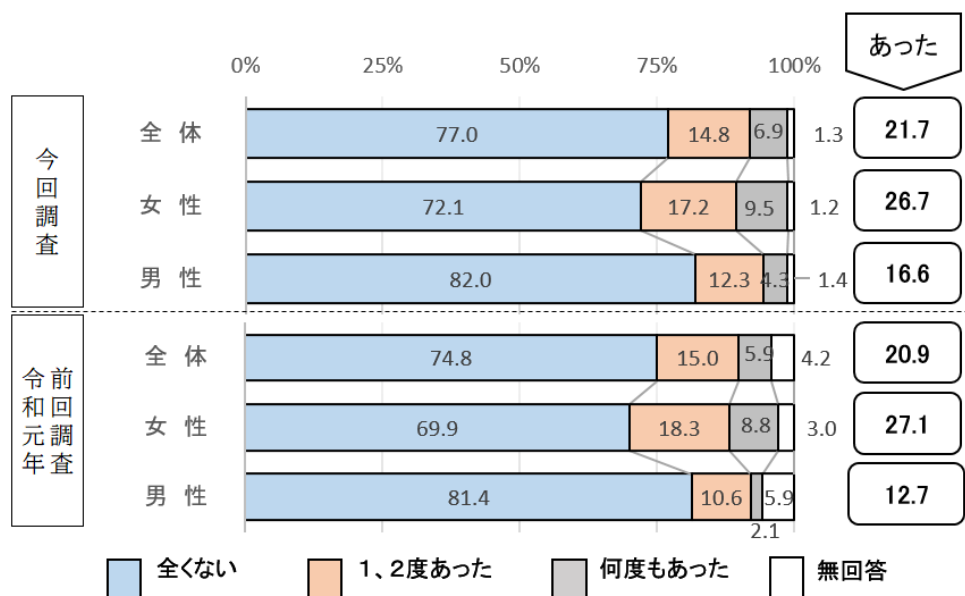
	(件)						
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
女性	2,331	2,101	2,089	2,000	2,014	1,944	1,964
男性	92	107	115	132	118	189	126
計	2,423	2,208	2,204	2,132	2,132	2,133	2,090

備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

② DVによる被害経験

配偶者や交際相手からの暴力の被害経験があった人の割合は、女性は26.7%と約4人にひとり、男性は16.6%と約6人にひとりとなっており、前回調査と比較すると男性のDV被害経験の割合が増加しています。

図表 31 DV被害の経験（福岡県）

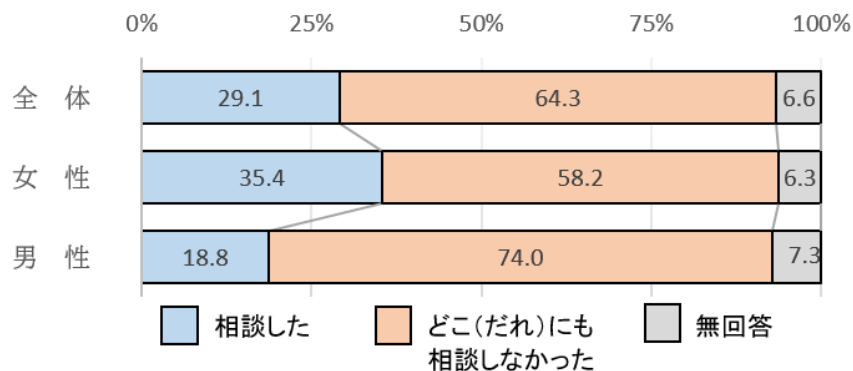


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

③ 被害について誰かに相談したか

DV被害を受けた人のうち、DVを受けたことについて、「どこ（だれ）にも相談しなかった」とする割合は、女性は58.2%、男性では74.0%となっており、女性も男性も誰にも相談できず悩んでいる現状がうかがえます。

図表 32 DV相談の有無（福岡県）

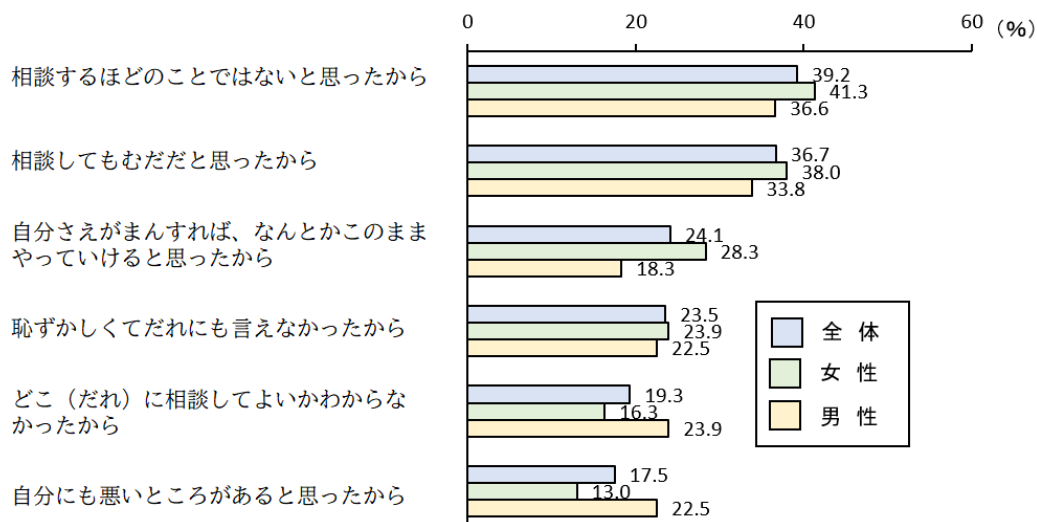


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

④ DVを相談しなかった理由

どこ（だれ）にも相談しなかった理由は、男女とも「相談するほどのことではないと思ったから」「相談してもむだだと思ったから」が多くなっています。

図表 33 DVを相談しなかった理由（上位6位）（福岡県）



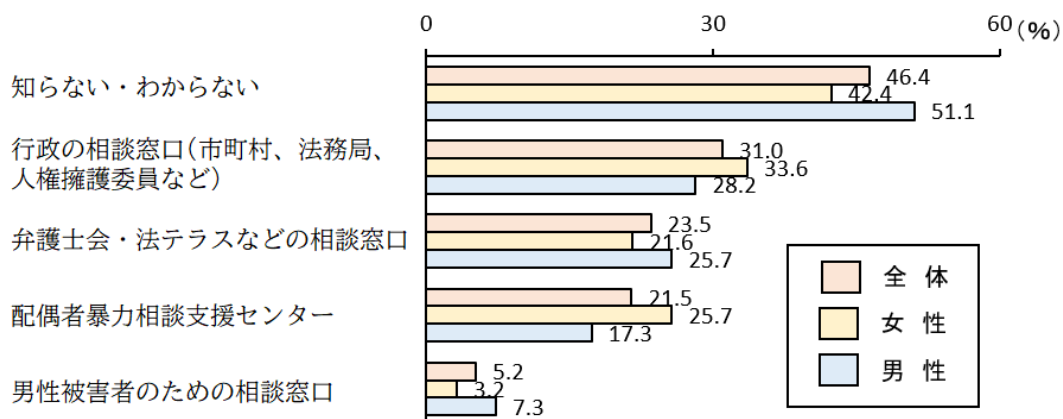
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

⑤ 相談窓口の周知

DVについての相談窓口を「知らない・わからない」と回答した人が46.4%となっており、認知度が低下しています。

県ではこれまで、毎年11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中をはじめ、相談窓口に関する様々な啓発活動を行っていますが、さらなる周知が必要です。

図表 34 DVについての相談窓口の認知（上位5位）（福岡県）

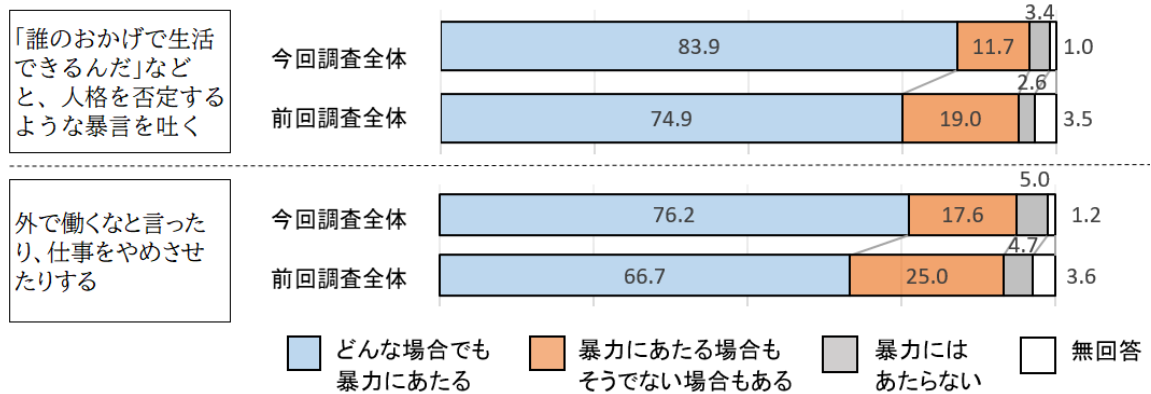


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

⑥ 暴力と認識される行為

DVには、殴る、蹴るといった身体的暴力のみでなく、人格を否定するような暴言などの精神的暴力や、性的暴力など、様々な形態のものが存在します。前回調査と比較して、精神的暴力について「どんな場合でも暴力に当たる」と答えた人が増加しており、DVが身体的な暴力のみに留まらず、個人の尊厳を傷つける様々な行為がDVにあたることの認識が広がりつつあります。

図表 35 DVだと思うもの〔全体〕（福岡県） ※抜粋



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

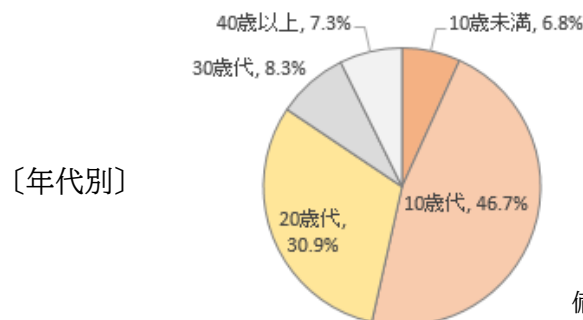
⑦ 性犯罪認知件数の推移

福岡県の令和6（2024）年における性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ）の警察の認知件数は、482件と前年比で120件（約33%）増加しており、また、人口10万人当たりの認知件数は全国11位で、依然として高水準で推移しています。年代別では、10歳代及び20歳代の被害が全体の約8割を占めています。

図表 36 性犯罪の認知件数（福岡県）
〔年推移〕

	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
認知件数（件）	381	321	228	251	281	362	482
人口10万人当たりの全国順位	2位	5位	8位	7位	8位	10位	11位

※刑法改正に伴い、令和5年7月から強制性交等罪が不同意性交等罪、強制わいせつ罪が不同意わいせつ罪に変更となっています。

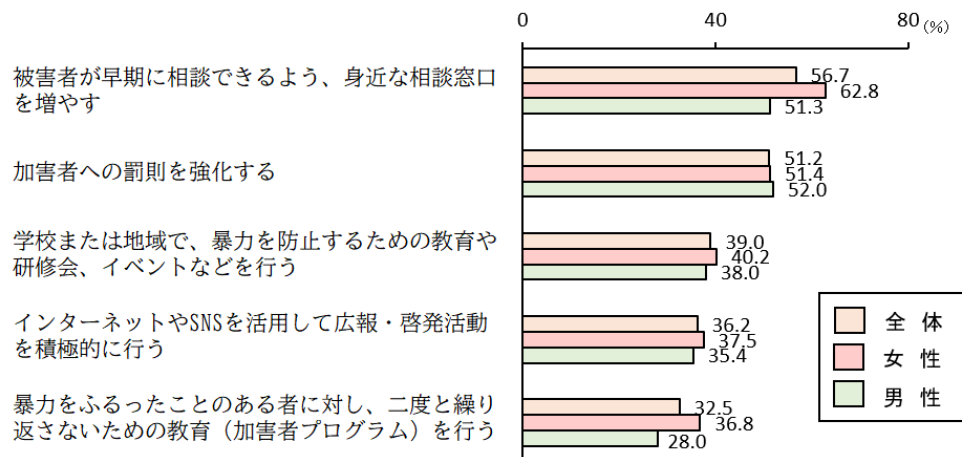


備考：福岡県警察調べ

⑧ 男女間における暴力の防止に必要なこと

DVをはじめとする男女間における暴力を防止するため必要なことを尋ねたところ、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が最も多くなっています。また、インターネットやSNSを活用した広報のほか、二度と暴力を繰り返さないための教育を行うことなど暴力防止の教育も高い割合となっています。

図表 37 男女間における暴力の防止に必要なこと（上位5位）（福岡県）

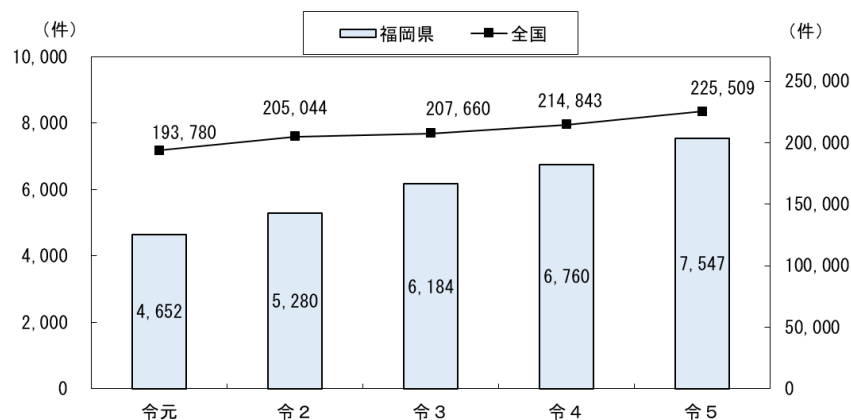


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

⑨ 児童虐待相談対応件数の推移

福岡県（政令市除く）の児童虐待対応件数は年々増加しており、令和5（2023）年度は過去最高の7,547件となっています。虐待対応が年々増加している主な理由は、関係機関や地域住民の児童虐待に対する関心の高まりにより児童相談所への通告が増加していること、また、こどもの目の前で配偶者に暴力をふるう、いわゆる「面前DV」による心理的虐待について、警察からの通告が増加していることなどが考えられます。

図表 38 県所管児童相談所の児童虐待相談対応件数



備考：厚生労働省「福祉行政報告例」

(7) 困難な問題を抱える女性をめぐる現状

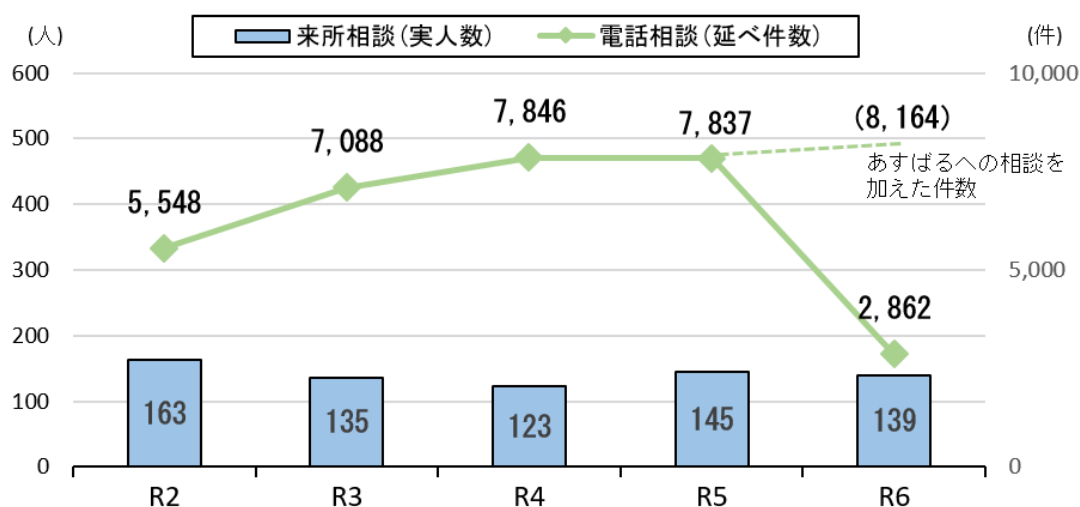
① 女性相談支援センターが受けた相談件数

女性相談支援センターでは、困難な問題を抱える女性専用の相談窓口として、令和6（2024）年度に「福岡県女性サポートホットライン」を開設しています。

女性サポートホットラインを含めた女性相談支援センターの電話相談件数は2,862件で、医療関係（精神・妊娠を含む）が1,066件で最も多く、次に多いのは夫等からの暴力など暴力に関するもので776件となっています。

来所相談は139人となっており、暴力に関するものが120人と全体の約86%を占めています。年代別では、20歳代～30歳代が多くなっています。

図表 39 女性相談支援センター相談件数の推移



※令和5年度まで県男女共同参画センター「あすばる」に委託して実施していた電話相談（R6：5,302件）は、令和6年度からの相談体制変更に伴い、令和6年度の集計から除外している。

備考：福岡県女性相談支援センター調べ

図表 40 女性相談支援センターが受けた主訴別の電話相談の状況

主訴 年度	夫等からの暴力	子・親・親族からの暴力	交際相手等からの暴力	暴力以外の家族親族の問題（離婚問題を含む）	その他の人間関係	男女・性の問題（ストーカー被害を含む）	経済関係	医療関係（精神・妊娠を含む）	住居問題・帰住先なし	その他	計
R2	801	93	194	1,510	1,375	329	234	903	65	44	5,548
R3	751	73	162	1,758	2,019	295	307	1,634	60	29	7,088
R4	726	92	94	1,490	2,293	60	243	2,746	36	66	7,846
R5	643	107	178	1,751	2,036	69	381	2,381	32	259	7,837
R6	661	74	41	383	115	27	168	1,066	52	275	2,862

776

備考：福岡県女性相談支援センター調べ

図表 41 女性相談支援センターの来所相談（主訴別）の状況（実人員）（人）

主訴 年度	夫等からの暴力	子・親・親族からの暴力	交際相手等からの暴力	暴力以外の家族親族の問題（離婚問題を含む）	その他の人間関係	男女・性の問題（ストーカー被害を含む）	経済関係	医療関係（精神・妊娠を含む）	住居問題・帰宅先なし	計
R2	109	16	13	7	1	5	1	1	10	163
R3	100	21	4	1	1	1	0	2	5	135
R4	65	36	6	5	0	1	0	3	7	123
R5	106	18	6	2	2	2	0	1	8	145
R6	95	19	6	8	0	3	3	1	4	139

120

備考：福岡県女性相談支援センター調べ
来所相談は一時保護に関する相談を計上

図表 42 女性相談支援センターが受けた来所相談の年代別・主訴別状況（令和6年度・実人員）（人）

主訴 年代	夫等からの暴力	子・親・親族からの暴力	交際相手等からの暴力	暴力以外の家族親族の問題（離婚問題を含む）	その他の人間関係	男女・性の問題（ストーカー被害を含む）	経済関係	医療関係（精神・妊娠を含む）	住居問題・帰宅先なし	計
18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
18～20歳未満	0	2	0	0	0	1	0	0	2	5
20～30歳未満	26	7	3	1	0	0	0	0	1	38
30～40歳未満	35	0	0	1	0	0	1	0	1	38
40～50歳未満	15	2	2	2	0	1	0	0	0	22
50～60歳未満	7	1	0	2	0	1	2	0	0	13
60歳以上	10	7	1	2	0	0	0	0	0	20
年齢不明	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
計	95	19	6	8	0	3	3	1	4	139

備考：福岡県女性相談支援センター調べ

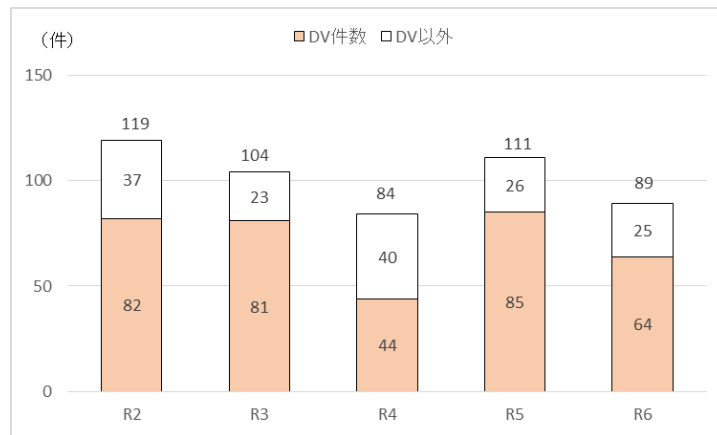
② 一時保護件数

本県における一時保護件数は、令和6（2024）年度は89件で、うちDVは64件となっています。過去一番少なかった令和4（2022）年度と比較すると、全体は5件、またDVについては20件増加しています。

本県の一時保護については、子連れの方を一時保護するにあたり母子分離を避けるなど、入所者の様々な事情を考慮し、必要に応じて民間シェルターや社会福祉施設への一時保護委託を活用しています。

年代別では、20歳代～30歳代の入所者が多くなっています。

図表 43 女性相談支援センターの一時保護件数



〔一時保護先の内訳〕

(件)

年度 区分	R2		R3		R4		R5		R6	
	女性 相談セ	民間 委託先	女性 相談セ	民間 委託先	女性 相談セ	民間 委託先	女性 相談セ	民間 委託先	女性 相談セ	民間 委託先
一時保護件数	46	73	40	64	34	50	31	80	47	42
	119		104		84		111		89	

〔主訴別件数（令和6年度）〕

(件)

主訴	夫等からの暴力	同居の交際相手からの暴力	元同居の交際相手からの暴力	交際相手からの暴力	子どもからの暴力	親・親族からの暴力	他の者からの暴力	ストーカー被害	帰宅先なし	その他	計
件数	55	8	1	4	4	7	1	2	3	4	89
割合	61.8%	9.0%	1.1%	4.5%	4.5%	7.9%	1.1%	2.2%	3.4%	4.5%	

DV64件

〔年齢別（令和6年度）〕

(件)

年齢別	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
人数	3	26	29	12	7	5	7	89
割合	3.3%	29.2%	32.6%	13.5%	7.9%	5.6%	7.9%	

〔一時保護における同伴児童数〕

(人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
同伴児童数	116	97	62	95	65
うちDV	110	92	56	88	63

備考：福岡県女性相談支援センター調べ
 ※前年度からの繰越を含まず
 同伴児童数は18歳以上除く

③ 女性相談支援員が受けた相談件数

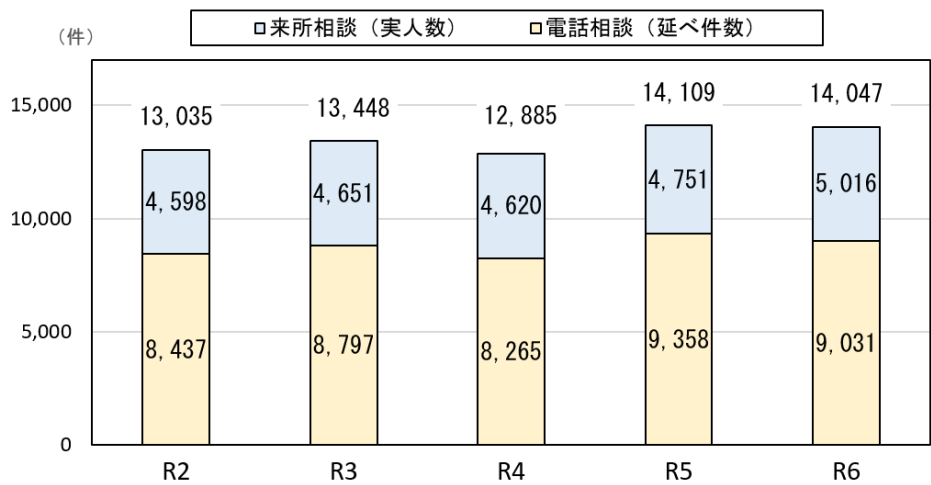
女性相談支援員は、県・市福祉事務所等に 95 名（県 24 名、11 市 71 名）が配置されています。（令和 7（2025）年 4 月 1 日現在）

県及び市の女性相談支援員が令和 6（2024）年度に受けた相談は、14,047 件で、前年度と横ばいになっています。

主訴別来所相談の受付状況は、年代別では 30 歳代が最も多くなっています。相談内容で最も多いのは、暴力に関するものが 2,373 件で、全体の約 5 割を占めています。

県・市別では、政令市が全体の約 74%を占めています。

図表 44 女性相談支援員が受けた相談件数



備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

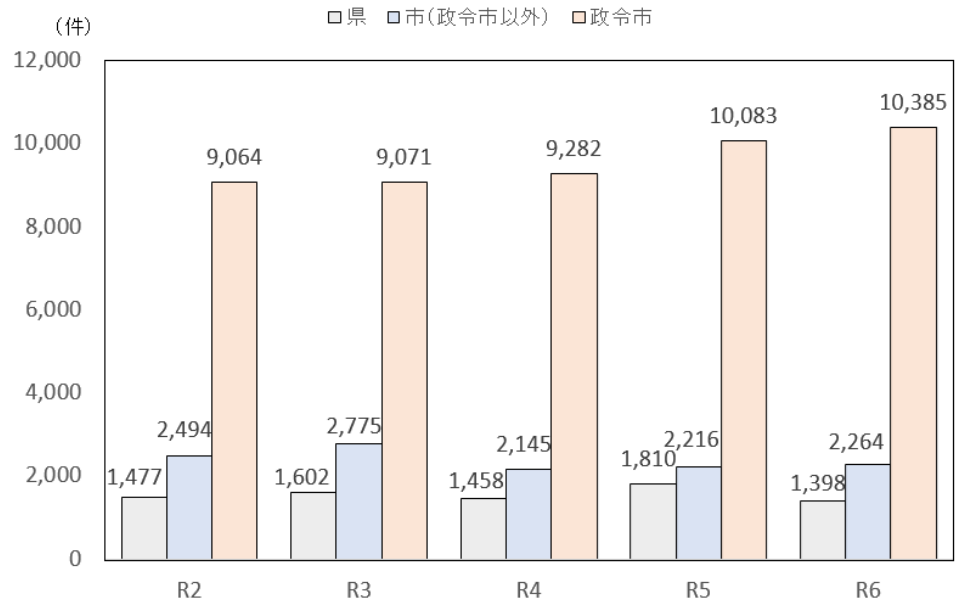
図表 45 女性相談支援員が受けた来所相談の年代別・主訴別状況（令和 6 年度）

主訴 年代										計
	夫等からの暴力	子・親・親族からの暴力	交際相手等からの暴力	暴力以外の家族親族の問題（離婚問題を含む）	その他の人間関係	男女・性の問題（ストーカー被害を含む）	経済関係	医療関係（精神・妊娠を含む）	住居問題・帰宅先なし	
18歳未満	0	8	1	16	2	0	9	2	0	38
18～20歳未満	1	27	3	23	0	0	4	11	1	70
20～30歳未満	195	168	16	401	19	4	32	83	17	935
30～40歳未満	466	102	20	680	33	5	56	91	19	1,472
40～50歳未満	547	79	16	400	22	5	49	44	9	1,171
50～60歳未満	288	50	5	143	21	4	34	20	7	572
60歳以上	202	73	3	82	16	2	5	11	11	405
年齢不明	91	8	4	181	14	1	32	14	8	353
計	1,790	515	68	1,926	127	21	221	276	72	5,016

2,373

備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

図表 46 女性相談支援員が受けた相談件数（県・市別内訳）



備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

女性相談支援員設置市（令和 7 年 4 月 1 日現在）

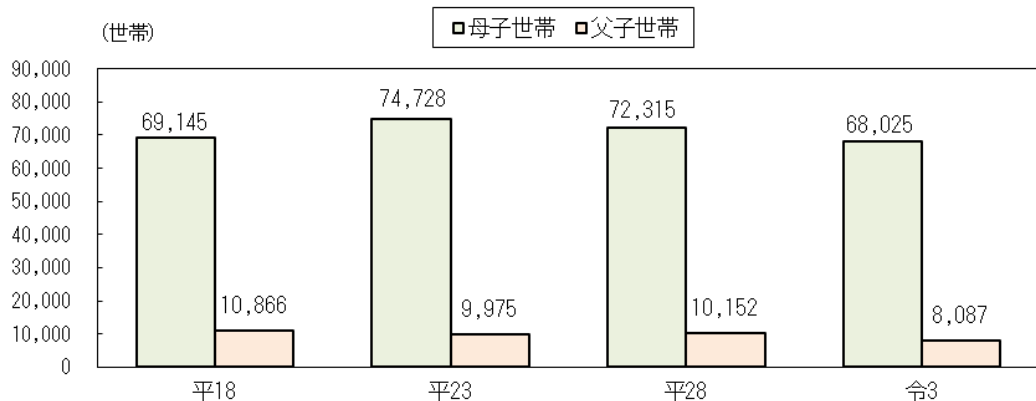
政令市（2 市）	北九州市、福岡市
その他の市（9 市）	大牟田市、久留米市、田川市、柳川市、八女市、行橋市、豊前市、うきは市、嘉麻市

④ ひとり親家庭の状況

令和 3（2021）年の母子世帯の世帯数は 68,025 世帯、父子世帯は 8,087 世帯となっています。

母子世帯の母親の 90.9%は仕事を持っていますが、その約半数は派遣・契約社員、パートタイマーなどの非正規雇用です。母子世帯の平均年間税込収入は、276 万円となっています。

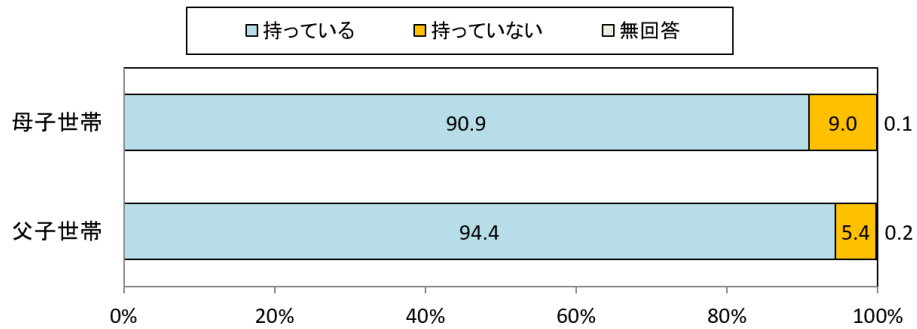
図表 47 ひとり親世帯の世帯数（福岡県）



※ 母子世帯、父子世帯の世帯数は県内市町村から提出された推計世帯数（政令・中核市含む。）

備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」

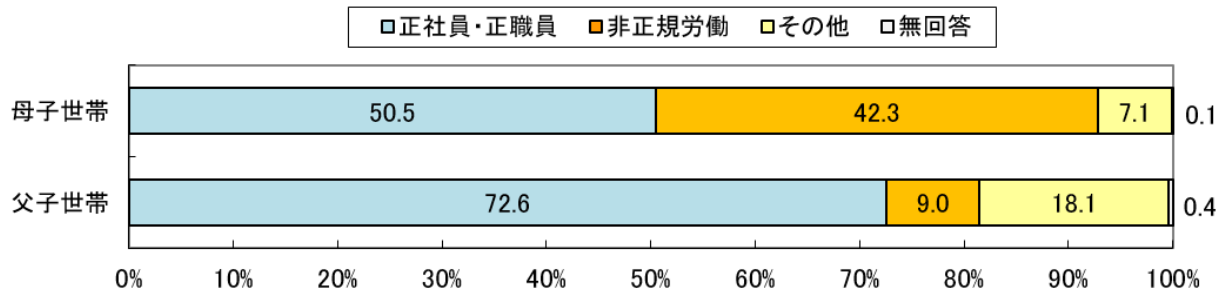
図表 48 母子世帯の母親、父子世帯の父親の仕事の有無（福岡県）



※政令・中核市除く

備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」（令和3年度）

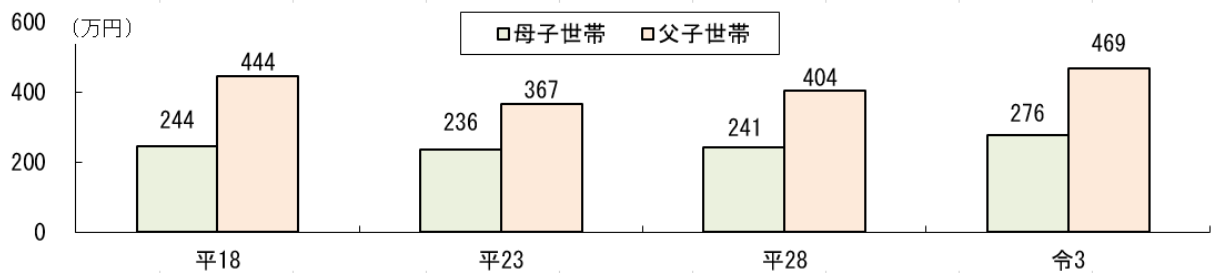
図表 49 母子世帯の母親、父子世帯の父親の就労形態（福岡県）



※政令・中核市除く

備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」（令和3年度）

図表 50 母子世帯・父子世帯の平均年間税込収入（福岡県）



※政令・中核市除く（久留米市は平成18年まで含まれ、平成23年以降は含まれない）

備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」

(8) 社会の動き

第5次計画期間中に制定、決定された主な関連法制度、計画は次のとおりです。

① 国の動き

ア 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正（令和3（2021）年度、令和7（2025）年度）

令和3（2021）年度の改正（令和4（2022）年～5（2023）年段階的施行）では、事業主に対して育児休業取得の意向確認等が義務化されたほか、「産後パパ育休（出生時育児休業）」が創設されました。また、常時雇用労働者数1,000人超の事業主に対しては、育児休業取得状況の公表が義務化されました。

令和7（2025）年度には、子の看護休暇の取得対象が小学校3年生修了まで拡大されたほか、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者について、事業主にテレワーク等柔軟な働き方を実現するための措置を講ずることが義務付けられるなど、仕事と育児・介護を両立するための環境整備が拡充されました。

また、育児休業取得状況の公表義務の対象が、常時雇用労働者数300人超の事業主に拡大されました。

イ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正（令和3（2021）年度）

男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備等を行うため、政党等の取組の促進や、性的な言動等に起因する問題（セクハラ・マタハラ等）への対応を含む、国・地方公共団体の施策の強化が盛り込まれました。

ウ 「女性活躍推進法」等の改正（令和4（2022）年度、令和7（2025）年度）

令和4（2022）年度の「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」の改正において、常時雇用労働者数300人超の事業主には、男女間賃金差異に関する情報公表が義務付けられました。

令和7（2025）年度には、時限立法であった女性活躍推進法の期限が、令和18（2036）年3月末まで、10年間延長されました。

さらに、常時雇用労働者数100人超の企業を対象に、それまで義務公表項目に含まれていた男女間賃金差異に加え、女性管理職比率の公表も義務付けられます。（令和8（2026）年4月施行）

また、事業主行動計画指針を改正し、新たに女性の健康課題に係る取組を促すこととしています。

エ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4（2022）年度）

困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保

護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、「女性の福祉増進」「人権の尊重や擁護」「男女平等の実現」を基本理念とし、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みが構築されました。国や地方公共団体に対しては、教育・啓発、民間団体援助など、困難を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務が明記されています。（令和 6（2024）年度施行）

オ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正 （令和 5（2023）年度）

接近禁止命令等が、身体的な暴力だけでなく「自由、名誉、財産に対する脅迫」を受けるなど、重篤な精神的被害を受けた場合も対象となったほか、保護命令違反が厳罰化されました。

カ 「刑法」及び「刑事訴訟法」の改正等（令和 5（2023）年度）

性犯罪の規定が変わり、強姦性交等罪が不同意性交等罪となり、性交同意年齢が 13 歳未満から 16 歳未満へ引き上げられました。また、盗撮行為等を処罰する「性的姿態等撮影罪」が新設されるなど、性犯罪が厳罰化されました。

キ 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）の改正（令和 7（2025）年度）

事業主に対し、就職活動中の学生をはじめとする求職者等へのセクシャルハラスメントの防止措置を講じる義務などが規定されました。

ク 「独立行政法人男女共同参画機構法」（令和 7（2025）年度）

男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして、独立行政法人男女共同参画機構が新設されるほか、「男女共同参画社会基本法」の改正において、男女共同参画社会の形成を効果的に推進するため、国及び地方公共団体が関係者相互間の連携と協働の促進に努めることが明記され、その拠点としての機能を男女共同参画センターが担う体制を確保することが法的に位置付けられました。

ケ 「第 6 次男女共同参画基本計画」（令和 7（2025）年〇月閣議決定）の策定

男女共同参画社会基本法に基づき、国の施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和 12（2030）年度までの「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」が定められています。

② 県の動き

ア 「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」 (令和4(2022)年7月公布)

女性の政治分野への参画が進んでいない現状を踏まえ、性別や世代に関係なく、誰でも政治に参加できる環境づくりに向けて、福岡県内全ての地方議会の議員や議員となろうとする者に対するハラスメントを根絶するための相談体制や防止措置を定めた条例を制定しました。条例では、県議会議員等の責務を規定するとともに、ハラスメント根絶のための取組として、研修や外部有識者による相談窓口の設置などを規定しています。

令和5(2023)年4月の条例全面施行に伴い、福岡県議会事務局内に「議会関係ハラスメント相談窓口」を設置しました。

イ 「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」の策定 (令和6(2024)年3月)

困難を抱える女性への包括的支援を推進するため、県計画(計画期間は令和7(2025)年度まで)を策定しました。

さらに、潜在化している支援対象者の方を早期に把握し、生活の安定に向けた支援に結びつけるため、困難な問題を抱える女性専用の相談窓口「福岡県女性サポートホットライン」を女性相談支援センターに開設しました。

ウ 「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」の改正 (令和6(2024)年3月公布)

被害者が同意していない性的行為は性暴力であることを明確にするため、例えば、痴漢や盗撮なども性犯罪であることが分かるように明示し、また、性暴力に関する理解促進のため、性暴力の考え方、具体例、対応のあり方等を指針として告示し、県民に周知する規定を追加しました。さらに、性的意図の撮影行為に対し、施設等の管理、運営等に関わる者は、県とともに被害を未然に防止する、広報啓発や必要な措置をする必要がある旨を規定しました。

6 第5次計画の成果と課題

第5次計画では、「柱1 男女がともに活躍できる社会の実現」「柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」「柱3 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進」の3つの柱のもと、取組を進めてきました。また、「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」及び「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」については、「柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」の施策を重点的に推進するための計画と位置付け、取組を進めてきました。

「柱1 男女がともに活躍できる社会の実現」

女性が活躍しやすい職場づくりを県内の経済団体や行政機関等と連携して働きかけるとともに、女性のキャリア形成支援や多様で柔軟な働き方の推進に取り組むこと等により、女性の就業者数は増加しました。また、仕事と生活を両立できる職場づくりの推進や子育て応援宣言企業の登録促進等により、男性の育児休業取得率も上昇しました。

しかし、県・市町村・県内事業所等における管理的業務に従事する女性の割合は17.9%にとどまっているなど、方針決定過程へ参画する女性の割合はいまだに低い状況にあります。また、依然として、家事や育児等の負担が女性に偏っていることから、固定的な性別役割分担意識の解消に向け、さらに取組を進めていく必要があります。

「柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」

配偶者からの暴力や性暴力をはじめ、あらゆる暴力への対応強化に取り組みました。「配偶者暴力相談支援センター」や「性暴力被害者支援センター・ふくおか」において相談や被害者支援を行うほか、児童や生徒の発達段階に応じ、被害者にも加害者にもならないための教育を実施するなど、若年層に対する啓発を推進し、暴力を容認しない意識の醸成を行ってきました。

また、女性サポートホットラインの設置や民間団体と協働した支援により、配偶者からの暴力や性暴力、孤立、貧困など様々な困難な問題を抱える女性への支援体制の充実を図りました。

しかしながら、配偶者等からの暴力の警察への相談等件数は増加していること、性犯罪の人口10万人当たりの認知件数が全国的にみると高い水準にあることなど、ジェンダーに基づく暴力は深刻な状況であり、近年は、男性のDV被害相談の増加も見られます。DV対策には、被害者支援のほか暴力根絶に向けた啓発強化などの取組が必要です。

また、支援を必要とする女性が直面する課題の多様化、複合化、複雑化により、様々な関係機関と連携した横断的で切れ目のない支援にあたることが、より求められています。

「柱3 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進」

男女共同参画社会を実現するための啓発や教育を推進したほか、若い世代が男女共同参画について考え理解を深めるための学習機会の提供等、様々な啓発活動等に取り組んできました。県民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に賛成しない人の割合が、5年前と比べ約11ポイント上昇するなど、意識改革が進んでいます。

しかし、固定的な性別役割分担意識に賛成する人の割合も約3割に上っており、更なる意識変革が必要です。

ジェンダー平等・男女共同参画の推進は、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮でき、働きやすく暮らしやすい社会に繋がることから、企業・地域・教育現場などとともに一体となって、実効性のある施策を推進していく必要があります。

7 施策体系

(1) 目指す姿

第5次計画の成果と課題を踏まえ、第6次計画では、ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向け、目指す姿を次のとおり定めます。

- ・誰もが人権を尊重され、安心して暮らすことができる社会
- ・性別にかかわらず自分に合った生き方を選択し、個性と能力を発揮できる豊かで活力ある社会

(2) 施策の柱

目指す姿を実現するため、3つの柱のもと、施策を推進します。

柱1 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会の実現

- 女性の就業やキャリア形成を支援するとともに、多様な分野での就業を促進します。
- 女性が就業を継続し能力を発揮できるよう、多様で柔軟な働き方を進めるとともに、男性の主体的な家事育児等へ参画を推進します。
- 様々な分野における意思決定の場への女性の参画を進めます。

柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

- DVや性暴力、ハラスメントなどあらゆる暴力に対し、その根絶を目指すとともに、被害者の安全確保と自立に向けた支援に取り組みます。
- 生活上の困難や人権課題に直面した女性等に対して、一人ひとりが置かれている状況に応じた切れ目ない支援に取り組みます。
- 男女のライフサイクルに応じた健康支援や、性別にかかわらず、生涯にわたる心身の健康維持を推進します。

柱3 ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

- 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に取り組み、社会全体で意識改革を進めます。
- ジェンダー平等・男女共同参画と人権尊重の理念に基づく学校教育を進めるとともに、キャリア教育・進路指導において固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に進路を選択できるよう進路指導の充実を図ります。

(3) 計画の進捗管理

計画の実効性を高めるため、5年間の計画期間中に達成すべき目標となる数値

を「成果指標」として設定し、定期的に進捗状況を検証して評価を行い、計画に掲げる事業の実施状況や目標の達成状況を取りまとめた年次報告書を作成し、県民に公表します。また、福岡県男女共同参画審議会及び福岡県ジェンダー平等・男女共同参画行政推進会議で報告します。

(4) 施策体系

施策の柱・施策の方向	
柱1 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会の実現	(1) 働く場における女性の活躍推進 ①女性の就業支援 ②働く女性のキャリア形成支援 ③女性の多様な分野への就業促進 ④女性の起業支援
	福岡県女性活躍推進計画
	(2) 誰もが希望に応じて働ける環境づくり ①多様で柔軟な働き方の推進 ②仕事と生活が両立できる環境の整備
	(3) 地域・家庭・社会活動における男女共同参画の推進 ①男性の家事・育児等への主体的な取組の推進 ②地域コミュニティの運営・社会活動における男女共同参画の推進
柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	(4) 様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進
	(1) ジェンダーに基づく暴力の根絶 ①DV相談体制の充実と関係団体との連携 ②DV被害者の保護体制の充実と安全確保 ③DV被害者のための自立支援と再発防止 ④性暴力等の根絶及び被害者支援 ⑤セクシュアルハラスメントの防止 ⑥あらゆる暴力根絶のための教育・啓発の推進
	福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画
	(2) 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援 ①支援対象者の早期把握と相談体制の充実 ②安全の確保と安定した生活に向けた支援 ③多様な主体との協働促進と支援体制の充実 ④人権を尊重する教育・啓発の推進と相談窓口等の周知 ⑤高齢者差別、障がいのある人への差別、国籍による差別、部落差別、性的少数者への差別などがなく安心して暮らせる環境の整備
柱3 ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進	(3) 生涯を通じた男女の健康支援 ①生涯にわたる男女の健康支援 ②妊娠・出産の健康支援
	福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画
	(4) 防災・復興における男女共同参画の推進
	(1) ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた男女双方の意識改革
	(2) 学校教育におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進 ①ジェンダー平等・男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進 ②ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進

第2部 施策の方向

柱1 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会の実現

<現状・課題>

- 本県では、女性の就業者数及び就業者全体に占める女性の割合は着実に増加しています。
- 国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、女性就業者の約3割が出産や子育てを機に離職しており、また、県内の25歳～44歳の就業を希望する女性6万人超のうち、子育て等を理由に求職活動ができない女性が約1万5千人にのぼっています。
- 県・市町村・県内事業所等における管理的業務に従事する女性の割合は、令和4（2022）年には福岡県は17.9%となっています。これは、全国平均（15.3%）より高くなっていますが、男性と比べると低く、国が目標として掲げている「指導的地位に占める女性の割合30%」には及ばない状況です。また、非正規雇用労働者の割合は、男性が2割程度であるのに対し、女性は5割を超え、所定内給与額（月額）は、男性を100とした場合、女性は74.9と、依然として男女間の格差が生じています。
- 男性が週60時間以上労働する割合は女性の約2倍（女性約4%、男性約9%）と高く、男性が地域活動や家事等に積極的に関わりにくい状況にあります。また、共働き世帯が専業主婦世帯の約2.5倍に増加していますが、女性の家事関連時間は男性の5倍以上となっており、家事・育児の負担が依然として女性に偏っています。男性の育児休業取得率は上昇しましたが、男女間での取得率、期間において未だに差があります。
- 仕事と子育ての両立に加え、高齢化に伴う介護者の増加により、介護と仕事の両立も大きな課題であり、介護サービス充実など介護の負担軽減を図ることが必要です。
- 有業者に占める起業家の割合は、男性の11.0%に対し女性は3.2%と低く、女性の起業家はまだまだ少ない状況です。女性が自らやりがいをもって取り組める仕事の創出に挑戦することを後押しする必要があります。
- 人口が減少する中、多様な人材が地域の意思決定や政策決定の場に参画していくことは、住みよい社会づくりを進めていくうえで重要です。
- 本県や県内市町村の審議会委員に占める女性の割合は、着実に増加しており、本県の審議会は約42%となっています。市町村の審議会においては

34.8%で、登用率は全国には2位であるものの、更なる登用が必要です。

<施策の方向>

(1) 働く場における女性の活躍推進

① 女性の就業支援

- 子育て中の女性、非正規雇用・休職中の女性を対象に、就職相談から将来のキャリアに関する相談や就職支援情報、保育情報の提供、就職あっせんまできめ細かな就職支援を行います。
- 取得した資格や経験を生かして就業できるよう支援を行います。

② 働く女性のキャリア形成支援

- 女性が活躍しやすい職場づくりを進めるため、県内の経済団体や行政機関等と連携し、社会全体の気運の向上や企業への働きかけを行います。
- 企業における女性の管理職層を広げていくため、人材育成・人脈形成を進めます。また、県内の働く女性が、所属する企業等の垣根を越えて、様々な分野で活躍するロールモデルと出会い、交流できるネットワークを形成します。
- 県における女性職員の人材育成や管理職への登用を積極的に進めるとともに、市町村における女性職員の管理職等への登用について調査、公表、助言します。

③ 女性の多様な分野への就業促進

- 誰もが能力を発揮でき働きやすい環境整備を支援するほか、多様な分野における人材育成を推進します。
- 学生のうちからロールモデルとの交流や職場体験などで多様な職種に触れ、将来のキャリアを柔軟かつ幅広く見据えられる機会を提供します。

④ 女性の起業支援

- 多様な主体と連携して、起業を目指す女性の掘り起こしを行うとともに、起業したい女性のステージに応じた支援に取り組みます。

(2) 誰もが希望に応じて働ける環境づくり

① 多様で柔軟な働き方の推進

- 多様な人材が、それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択し、活躍でき

る魅力ある職場環境づくりを推進します。

- 企業の経営者が従業員の仕事と子育て、介護の両立を応援する取組を自主的に宣言する「子育て応援宣言企業」及び「介護応援宣言企業」の取組内容の充実等を図り、希望に応じて誰もが仕事と家庭の両立ができ、働き続けることができる職場づくりを推進します。
- 県における男性職員の育児休業取得促進等、仕事と家庭生活の両立の促進を図ります。

② 仕事と生活が両立できる環境の整備

- 待機児童の解消や、多様なニーズに対応した保育サービス等の充実を図るとともに、老人福祉施設等の整備促進や介護サービスの充実により、仕事と子育て、介護との両立を支援します。

(3) 地域・家庭・社会活動における男女共同参画の推進

① 男性の家事・育児等への主体的な取組の推進

- 産後パパ育休を育児の入り口の一つと位置付け、育児をしてみて育児の喜びや大変さを実感し、その後の育児への関わり方や働き方の見直しにつなげるため、産後パパ育休制度の普及・啓発に努めるとともに、男性の主体的な育児への参画を図ります。
- 家事・育児・介護の負担が女性に偏り、生活の質への影響、就業継続や仕事との両立の難しさにつながっている現状を改善するため、男女がともに家事・子育て・介護を行う意識改革を促します。

② 地域コミュニティの運営・社会活動における男女共同参画の推進

- 地域活動において、性別にとらわれず多様な人材の参画を市町村等と連携して進めます。
- 役職を受けることについて、知識や能力の面での不安や責任が重いことを負担と感じる女性も多いことから、女性リーダーの育成に向けた研修等を行います。

(4) 様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進

- 福岡県の審議会等における女性委員の比率の維持・向上を目指して、全ての関係部局において女性委員の登用を進めます。
- 市町村に対し、審議会等の女性登用促進に向けて状況把握及び女性人材の情報提供等を行います。

- 政治分野における男女共同参画の推進を図るとともに、人権侵害に関する相談体制の充実などに取り組めます。

柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

<現状・課題>

- DVや性暴力、セクシュアルハラスメントは、個人の尊厳を深く侵害し、その後の人生に深刻な影響を及ぼす許されざる行為です。これらは犯罪となる行為をも含む重大な人権問題であり、また、被害者の自己肯定感や自尊感情を失わせるなど心への影響も大きく、貧困や様々な困難につながることもあることから、暴力を容認しないという意識の徹底と被害の防止、被害者の安全確保が必要です。
- DVの被害経験があった人の割合は、女性は約4人にひとり、男性は約6人にひとりという実態に加え、警察や配偶者暴力相談支援センターへの年間相談等件数が4,000件を超えるなど、依然として暴力の根絶には至っていません。また、DVは主に家庭内や親密な関係の中で行われるため、外部から発見しにくく、被害者が相談をためらい、被害が深刻化する傾向があります。
- DV相談窓口の存在を「知らない」と回答した人が約47%に上り、早期支援に向け、周知が必要です。
- DVには身体的なものに留まらず、精神的なものや性的なものも含まれる人権侵害であることの認識が広がりつつあります。
- 福岡県の性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ）の人口10万人当たりの認知件数は、全国順位が11位と依然として高い水準にあり、性犯罪の被害者の約8割が10歳代及び20歳代となっています。
- デジタル化の進展やSNS等の普及に伴い、これらを介在した新たな形の性暴力やハラスメントが顕在化しており、その対策が求められています。
- 性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるためには、発達の段階に応じた総合的な教育・啓発を行っていくことが重要です。
- 働く場における様々な場面でのハラスメントが社会問題となっています。男女雇用機会均等法改正などの法整備により対策は強化されていますが、労働者の能力発揮や継続就業できる環境を確保するため、現場での意識啓発が必要です。
- 女性相談支援センターには、困難な問題を抱える女性から多岐にわたって様々な相談が寄せられています。多様化・複合化・複雑化する相談に対応す

るため、相談員の資質向上をはじめ、専門機関や民間支援団体との協働・連携した相談・支援体制の充実が求められています。

- 困難を抱える女性は、過去の生活経験等により自ら助けを求めにくい傾向があるため、孤立化・潜在化する可能性が高い状況にあります。そのような自発的に相談しない人の支援につなげられるよう、相談窓口の周知に加え、アウトリーチによる積極的な働きかけが必要です。
- 一時保護所或いは自立支援施設など退所後、地域で生活を始める際、精神面で大きな不安を抱えている人もいること等から、自立に向けた生活が定着できるよう、フォローアップ支援が求められています。
- 一時保護においては、支援対象者の状況は多様であり、居場所等の秘匿性が低い場合など、本人の状況に応じて通信機器の制限などで柔軟に対応できるように一時保護や民間シェルター等の環境の確保が求められています。
- 法では、市町村が支援の主体として位置づけられていますが、市町村の努力義務とされている基本計画の策定、支援調整会議や女性相談支援員の設置を進めるため、市町村への情報提供や助言等の支援を行うことが必要です。
- ひとり親家庭のうち、約9割は母子世帯となっています。また、母子世帯では非正規雇用による就業が4割を超えており、その平均年間税込収入は200万円台にとどまるなど厳しい生活を余儀なくされています。また、養育費を受給している母子家庭は、3分の1に満たず、養育費の確保に向けた取組が重要です。
- 高齢者差別、障がいのある人への差別、国籍による差別、部落差別等がなく、加えて、女性であることで複合的に困難な状況に置かれないう、生活・就業支援、人権擁護の取組が重要です。また、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めるための取組が必要です。
- 女性の心身の状態は年代によって大きく変化する特性があり、女性特有の病気である月経障害等は20代から40代前半、乳がん等は40代及び50代などの働く世代で多くなっています。また、「リプロタクティブヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点も踏まえ、ライフサイクルに応じた健康支援が求められます。
- 近年、災害が頻発化、激甚化しており、防災・減災対応、避難所運営等の被災者支援、災害からの復興等の場面で、女性と男性のニーズの違いにも配慮した多角的な視点での対応が求められています。

<施策の方向>

(1) ジェンダーに基づく暴力の根絶

① DV相談体制の充実と関係団体との連携

- 深刻な被害を防ぐため、保健所、医療関係者、民生委員・児童委員、保育所・学校関係者などDVを発見する可能性が高い関係者に対し、関連する情報を提供するとともに、相互に連携して対応します。
- 被害者からの早期の相談を促すために、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の電話番号を記載したカード等を関係機関等に配布するほか相談窓口を広く周知します。また男性被害者専用の相談を実施するなど、誰もが相談しやすい環境整備を進め、被害の早期発見と適切な支援につなげます。
- 外国人の生活習慣や文化、障がいのある人、高齢者の心身の状況等に十分配慮しながら、本人の意向を尊重し、適切な支援や情報提供に努めます。また、性的少数者に対する理解を進めるため、職務関係者への研修内容を充実させます。

※本計画におけるDV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者(事実婚を含む)や配偶者であった者、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に加え、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力。

※「暴力」とは、

- ・身体的なもの(殴る、蹴る など)
- ・精神的なもの(大声でどなる、無視する、行動を制限、監視・束縛 など)
- ・経済的なもの(生活費を渡さない、借金をさせる など)
- ・性的なもの(性行為の強要、避妊に協力しない など)

② DV被害者の保護体制の充実と安全確保

- 被害者の安全を最優先し、配偶者暴力相談支援センターと警察が緊密に連携し、被害者の安全確保や、加害者が被害者に接近することを禁止する保護命令制度に関する手続きを支援するなど、被害者の状況に応じた適切な対応を行います。
- 男性被害者や性的少数者の保護の必要が生じた場合は、適切な受け入れ先を確保します。
- 被害者の意思を尊重し、長期的・継続的な心理的ケアや生活支援等を行います。

③ DV被害者のための自立支援と再発防止

- 経済的理由により住宅確保が難しくなることがないよう、被害者の状況に応じ、公営住宅や民間住宅への入居を支援します。
- 被害者の自立に向け、各種制度や支援内容について、県の関係部署や、各

種手続きの窓口となる福祉事務所、市町村、民間団体等の関係機関と連携し、被害者にわかりやすく情報提供を行い、その活用を支援します。

- 被害者の安全・安心の確保につながる支援策として、DV加害者に自らの暴力を自覚させ、行動変容を促す働きかけを行います。

④ 性暴力等の根絶及び被害者支援

- 性暴力被害者が安心して相談でき、必要な支援を迅速に受けることができるよう被害者支援の充実及び加害者の再犯防止対策に取り組みます。
- ストーカー事案に対し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、被害の防止に関する広報啓発を推進します。
- 児童買春、児童ポルノ等こどもの心身に有害な影響を与え、こどもの福祉を害する犯罪の被害防止に向けた各種広報啓発及び取締りを推進します。

⑤ セクシュアルハラスメントの防止

- 男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など労働関連法制度の周知を図るとともに、セクシュアルハラスメントなど労働者の能力発揮を阻害する職場におけるハラスメント等の相談に応えるほか、ハラスメント防止対策を促進します。

⑥ あらゆる暴力根絶のための教育・啓発の推進

- DV、性暴力、ハラスメントなどあらゆる暴力の根絶に向けた教育、研修、広報啓発を推進します。
- 学校、関係機関や民間団体等との連携を図りながら、若年層に対し、様々な機会を活用して、加害者と被害者を生まないための教育を推進します。

(2) 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援

① 支援対象者の早期把握と相談体制の充実

- 困難な問題を抱える女性専用の相談窓口「福岡県女性サポートホットライン」を設置し、相談受付から支援のための関係機関との調整や同行支援など、自立に向け一貫した支援を行うほか、市町村の女性相談支援員等へ助言を行います。
- 民間団体と協働し、繁華街等での夜間巡回やSNSアウトリーチを実施するほか、安心して自分の気持ちや悩みを話し交流することができる居場所の

提供に取り組み、困難な問題を抱える女性の早期把握、関係機関への同行支援を実施し、一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。

- 多様化、複合化、複雑化する困難な問題を抱える女性を支援するため、支援に従事する職員等の資質向上のための各種研修を行います。

※ 法は、「困難な問題を抱える女性」を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と定義しています。

生活困窮、性暴力・性犯罪被害、予期せぬ妊娠、DVや虐待、孤立・孤独など、日常生活や社会生活を円滑に営む上で、困難な問題を抱える女性であれば、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、性的少数者を含め、法による支援の対象者となります。

現に問題を抱えている方のみならず、適切な支援を行わなければ将来的に問題を抱える状況になる可能性がある方も支援対象者としてします。

② 安全の確保と安定した生活に向けた支援

- 一時保護所、一時保護委託先においては、本人の同意の下、支援対象者の一人ひとりの状況に応じた保護、支援体制の充実に努めます。
- DV加害者等からの追跡のおそれがなく秘匿性が低い場合など、それぞれの状況に応じた多様な一時保護先の確保に取り組みます。
- 一時保護後なども、地域で安定した生活が継続できるよう、民間団体等と連携して定着支援に取り組みます。
- 地域で自立して生活できるよう、困難な問題を抱える女性の状況等に応じて、生活支援、居住支援を実施するほか、経済的に自立できるよう就労支援を充実させます。

③ 多様な主体との協働促進と支援体制の充実

- 女性支援に取り組む民間団体と情報や支援ノウハウの共有等を行うネットワーク構築を図ります。
- 市町村における困難を抱える女性への支援の充実のため、基本計画の策定、支援調整会議及び女性相談支援員の設置に向けた支援を行います。
- 県内の関係機関等により構成する支援調整会議を設置し、困難を抱える女性への支援に関する情報共有を行うとともに、連携強化を図ります。

④ 人権を尊重する教育・啓発の推進と相談窓口等の周知

- 互いの人権を尊重する県民意識を醸成するため、学校、市町村等との連携を図りながら、学習機会の確保などに努めます。
- 様々な機会を活用し、広く県民に対して、ジェンダーに対する暴力根絶及

び性暴力被害防止に向けた教育、研修や啓発を行います。

- 女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる支援制度について、積極的な周知を図ります。
- ⑤ 高齢者差別、障がいのある人への差別、国籍による差別、部落差別、性的少数者への差別などがなく安心して暮らせる環境の整備
 - 高齢期の女性が、地域で安心して暮らしていけるよう支援するとともに、それぞれの意思と能力に応じて、働くなど、活躍し続けることができるよう取り組みます。
 - 障がいのある女性に対する虐待防止や雇用の推進を図るため、障がいに対する理解を深める啓発に取り組むとともに、障がいの特性に応じた就職支援を行います。
 - 外国人女性が異なる言語や文化、価値観の違い、地域における孤立などの困難な状況に置かれないよう、国際理解のための啓発を推進するとともに、外国語による各種情報提供や相談への対応を行います。
 - 部落差別問題に加えて、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれないよう、これらの人権課題についての正しい理解を深めるための啓発に取り組みます。
 - 性的指向や性自認などを理由として困難な状況に置かれることのないよう、人権教育・啓発を推進するとともに、DV相談等においては、性的少数者の被害者に適切に対応するため、性的少数者を対象とした専用の相談を実施します。

(3) 生涯を通じた男女の健康支援

① 生涯にわたる男女の健康支援

- 男女のライフサイクルに応じた健康支援を行うとともに女性特有のがんなどの疾患予防に取り組みます。
- 健康で長く働き活躍できるよう、ヘルスリテラシーの向上を図るとともに、企業における職場環境整備を促進します。
- 健康寿命を延ばし、一人ひとりが長生きしてよかったと実感できる社会を実現するため、生活習慣病の予防、改善に向けた取組を行います。
- 年齢性別を問わず、自殺防止に向けた相談や心の健康等の悩みの相談を受け付け、心身の健康維持に取り組みます。

② 妊娠・出産の健康支援

- 女性が安心して妊娠・出産するための支援や不妊治療への支援を行うとともに、性感染症対策や学校における性に関する指導の充実を図ります。

(4) 防災・復興における男女共同参画の推進

- 防災に関する政策・方針決定の場である防災会議における女性委員の増加や地域の防災を担う自主防災組織における女性の参画の促進に取り組むとともに、男女共同参画の視点を持って防災・復興に対応できる人材を育成します。

柱3 ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

<現状・課題>

- 誰もが、社会のあらゆる分野で自分に合った生き方を選択し、個人として持つ能力を発揮することができるジェンダー平等・男女共同参画社会の実現は、活力ある地域社会を築くために重要であり、国際目標として国連サミットで採択され令和12(2030)年を年限とする「SDGs(持続可能な開発目標)」の目標5「ジェンダー平等を実現しよう」に合致しているだけでなく、他のすべての目標に達成にも関わっています。
- 県民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に『反対派』が約7割を占め、意識改革の進展はみられるものの、依然として約3割の人が賛成しており、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが示されています。
- 県民意識調査では、男女の地位が平等になっているかについて、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「社会全体」において、男女ともに7割前後が男性優遇と回答しています。また、「職場」及び「学校教育の場」以外において男女間の認識に10ポイント以上の差が見られるなど、現状認識にギャップが存在しています。
- 男女で異なる役割分担により、女性だけでなく男性も不安や悩みを抱えたり、生きづらさを感じることがあり、そういった状況を社会全体で理解することが求められています。
- 就労の場、地域社会、学校、メディア等の様々な場面において、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を解消する必要があり、報道機関をはじめとする各種メディアは、県民の意識に与える影響が大きいことから、ジェンダーの視点を持った報道や広報・広告が求められています。
- こどもの頃から、性別にとらわれず、誰もが自立した個人として互いの人格や個性を尊重し、自らの意思によって行動できるよう、こどもの成長段階に応じたジェンダー教育を行う必要があります。
- 理工系学生に占める女性の割合が低いなど、進路に偏りがあり、女性の職業選択に大きな影響を与えています。誰もが固定的な性別役割分担意識にとらわれない主体的な進路、職業選択を可能とするキャリア教育、進路指導を行う必要があります。

<施策の方向>

(1) ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた男女双方の意識改革

- 固定的な性別役割分担意識の解消に向け、メディア関係者と連携して広く県民に情報発信することにより、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に対する理解促進と意識改革に取り組みます。
- ジェンダー平等・男女共同参画について、SDGsの考え方も示しながら、幅広い層への啓発を行います。

(2) 学校教育におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進

① ジェンダー平等・男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進

- ジェンダー平等・男女共同参画と人権尊重の理念に基づく教育を進めるとともに、教職員等のジェンダー平等・男女共同参画についての理解促進を図ります。
- 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、ともに家庭や地域を担い、社会において個性と能力を発揮するための教育を推進します。

② ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進

- 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、性別に関わらず誰もが社会性や勤労観・職業観をはぐくみ、主体的に進路を選択できる力を身に付けることができるよう、進路指導の充実を図るとともに、就労体験やインターンシップなど各成長段階に合わせたキャリア教育を実施します。

第3部 推進体制

第6次計画のジェンダー平等・男女共同参画推進に関する施策を着実に実施していくため、全庁的な企画調整や進捗管理を行うとともに、市町村や関係団体等と連携・協働する体制を確保し、県民の協力と理解を得て推進します。

1 福岡県男女共同参画審議会

福岡県男女共同参画推進条例に基づき設置されており、福岡県男女共同参画計画の策定や進捗状況などの県の男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項の調査審議を行います。また、県の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況や男女共同参画に係る苦情の処理について意見を述べます。

2 福岡県ジェンダー平等・男女共同参画行政推進会議

福岡県のジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた施策について、関係部局相互間の事務の緊要な連絡を図り、総合的な対策を推進するため、知事を会長とする福岡県ジェンダー平等・男女共同参画行政推進会議を設置しています。男女共同参画計画の毎年度の進捗管理や施策のとりまとめを行い、全庁的な企画調整を行うことにより、施策の効果的な推進を図ります。

3 福岡県男女共同参画センター「あすばる」の機能強化

男女共同参画センターは、ジェンダー平等・男女共同参画に関する情報の提供、調査研究、相談支援、研修等を行うとともに、県民の自主的な活動及び交流の場を提供しています。

福岡県男女共同参画センター「あすばる」は、独立行政法人男女共同参画機構、市町村、市町村の男女共同参画センター、関係機関等との連携を深め、ジェンダー平等・男女共同参画社会づくりを進める拠点として、機能の充実強化を図ります。

4 市町村や関係団体との連携強化

男女共同参画行政担当課長等が参加する市町村男女共同参画行政担当課長会議を開催し、定期的な情報交換等を行いながら、県及び市町村が連携し、ジェンダー平等・男女共同参画社会づくりのための施策を推進します。

行政、経済団体、関係団体により構成する「福岡県女性の活躍応援協議会」において、女性の活躍に向けた気運の醸成や、組織トップの意識改革、男女ともに仕事と生活を両立できる環境づくりなどを一体となって推進します。

行政、支援機関等により構成する「福岡県困難な問題を抱える女性等支援調整会議」において、課題や施策の実施状況等の情報共有を図りながら、緊密な連携・協働により、DV被害者や困難な問題を抱える女性の支援を推進します。